

## プロジェクト基盤整備実施要綱

(昭和53年2月1日)  
国協達第1号

改正 昭和54年7月2日国協達第33号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、国際協力事業団(以下「事業団」という。)が行うプロジェクト基盤整備費に基づく基盤整備の実施に関し昭和52年通達(経)第45号に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 プロジェクト基盤整備費は、モデルインフラストラクチャー整備とパイロットインフラストラクチャー整備に係る工事費及び工事諸費をいう。

2 モデルインフラストラクチャー整備とは、農林業協力事業及び農林水産業に係る産業開発協力事業のプロジェクトの初期の段階において必要であり、かつ、モデル的な基盤となるインフラストラクチャーであつて、試験圃場、試験林、苗圃、孵化槽等及びこれらに関連する必要最小限の附帯施設の整備をいう。

3 パイロットインフラストラクチャー整備とは、農林業協力事業及び農林水産業に係る産業開発協力事業のプロジェクトの中間の普及活動において必要であり、かつ、改良技術の地域農民等への普及及び定着に不可欠なインフラストラクチャーであつて、圃場の整備及び造成、森林の整備及び造成、水産増殖・飼育池の整備及び造成並びにこれらに関連する附帯施設の整備をいう。

### (要件)

第3条 モデルインフラストラクチャー整備(以下「モデルインフラ整備」という。)及びパイロットインフラストラクチャー整備(以下「パイロットインフラ整備」という。)は、次の各号に掲げる要件を満たす場合に限り行うことができるものとする。

- (1) 相手国政府又はそれに準ずるもの(以下「相手国政府等」という。)からの要望があるものであつて、かつ、相手国政府等がその費用を負担することが著しく困難であると認められること。
- (2) プロジェクトの効率的実施を図るうえで早急に整備することが必要であると認められること。
- (3) モデルインフラ整備の場合にあつては、カウンター・パートの訓練、技術の試験演示等

専門家の活動の拠点となるものであると認められ、パイロットインフラ整備の場合にあつては、地域農民等への改良技術の普及及びモデル的生産組織、普及組織の育成等普及活動の拠点となるものであると認められること。

(申請)

第4条 モデルインフラ整備及びパイロットインフラ整備に係る事業(以下「整備事業」という。)の申請は、海外事務所長(海外事務所が存在しない国にあつては当該プロジェクトの専門家。以下「海外事務所長等」という。)が行うものとする。

- 2 海外事務所長等は、申請に当たって、当該整備事業に関し、相手国政府等及び専門家と調整を行うものとする。
- 3 海外事務所長等は、次の各号に掲げる書類を添付して総裁に申請するものとする。

- (1) 相手国政府等の要望書
- (2) 経費概算見積書
- (3) 工事設計書
- (4) その他総裁が必要と認める書類

(認定)

第5条 総裁は、申請書を審査し、当該整備事業が第3条の各号に掲げる要件を満たし、かつ、適当であると認める場合はこれを認定し、当該整備事業に係るプロジェクト基盤整備費の額を予算の範囲内で決定し、海外事務所長等に通知するものとする。

(支給及び会計事務処理)

第6条 プロジェクト基盤整備費は、契約担当役又は会計役(「役職員以外の者に会計役を委任する場合の取扱いについて」(昭和52年通達(経)第46号)に基づき会計役の業務の委任を受けた者を含む。以下「契約担当役等」という。)に示達し、又は資金前渡するものとする。

- 2 会計役は、プロジェクト基盤整備費の支給を受けた場合は、当該資金に係る銀行口座を開設し、他の前渡資金と区分して適正に経理するものとする。

(検査等)

第7条 契約担当役等は、整備事業に係る工事等の実施に当たっては、相手国政府等及び当該プロジェクトの専門家と協力し、必要に応じ施工の管理、監督を行うとともに、完了検査、既済部分検査等、検査を実施するものとする。

- 2 総裁は、前項に規定する契約担当役等の業務の一部を当該プロジェクトの専門家に委任することができるものとする。この場合において、委任を受けた専門家は、所管の契約担当役等に随時報告を行い、契約担当役等の指示を受けるものとする。

( 役職員等の派遣 )

第8条 前条に定めるほか、総裁は必要と認める場合、役職員をして、期間を限って会計機関に任命して現地に派遣し、契約行為等を行わせ、又は専門家等を派遣し当該整備事業に係る工事等の管理、監督、検査等に当たらせて契約担当役等を補助させることができるものとする。

( 報告 )

第9条 契約担当役等は、整備事業が完了した場合は、速やかに整備事業の完了報告書を総裁に提出するものとする。なお、総裁は、整備事業の進捗状況に関し、適宜契約担当役等に報告を求めることができる。

( その他 )

第10条 この要綱によりがたい場合、又は特別の事情が発生した場合は、契約担当役等は、総裁の承認を得てこの要綱の定めるところと異なる処理を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、昭和53年2月1日から施行する。

附 則(昭和54年7月2日国協達第33号)

この達は、昭和54年7月2日から施行する。

プロジェクト基盤整備実施要綱の一部を改正する達を次のとおり定める。

昭和57年12月14日

国際協力事業団

総裁 有田圭輔

国協達第31号

プロジェクト基盤整備実施要綱の一部を改正する達

プロジェクト基盤整備実施要綱（昭和53年国協達第1号）の一部を次のように改正する。  
第2条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 モデルインフラストラクチャー整備とは、プロジェクトの初期の段階において必要であり、かつ、モデル的な基盤となる次に掲げるインフラストラクチャーの整備をいう。
    - (1) 農林業協力事業及び農林水産業に係る産業開発協力事業における試験圃場、試験林、苗圃、孵化槽等及びこれらに関連する必要最小限の附帯施設
    - (2) 保健医療協力事業及び人口家族計画協力事業における試験浄化槽、試験井戸、試験検査場等及びこれらに関連する必要最小限の附帯施設
  - 3 パイロットインフラストラクチャー整備とは、プロジェクトの中間の普及段階において必要であり、かつ、パイロット的な基盤となる次に掲げるインフラストラクチャーの整備をいう。
    - (1) 農林業協力事業及び農林水産業に係る産業開発協力事業における改良技術の地域農民等への普及及び定着に不可欠なインフラストラクチャーであつて、圃場、草地、森林、水産増殖、飼育池等の整備及び造成並びにこれらに関連する附帯施設
    - (2) 保健医療協力事業及び人口家族計画協力事業における保健衛生技術の地域住民等への普及及び定着に不可欠なインフラストラクチャーであつて、ヘルスポスト、検査実験場の整備及び造成並びに、これらに関連する附帯施設
- 第3条第1項第3号中「地域農民等への改良技術」の次に「あるいは地域住民等への保健衛生技術」を加える。

附 則

この達は、制定の日から施行し昭和57年4月1日から適用する。

昭和58年1月25日

関 係 部 長 殿

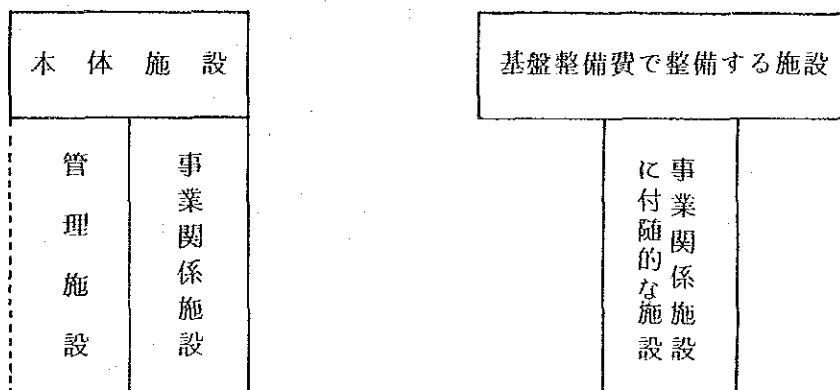
企 画 部 長

プロジェクト基盤整備実施要綱の運用のあり方について（通知）

昭和57年度において人口・家族計画協力費に（目）プロジェクト基盤整備費が認められたことに伴い「プロジェクト基盤整備実施要綱」（昭和53年国協達第1号）の一部改正（昭和57年国協達第31号）を行つたが、今回の改正により本基盤整備費で建物等の施設を建設する場合の本プロジェクト基盤整備実施要綱の運用にあたっては、下記の点につき十分留意ありたい。

記

1. プロジェクト基盤整備費により建物を建設する場合には、原則として一事業あたり5,000万円を越えないものとする。
2. プロジェクト基盤整備費による建物の建設は、技術協力を円滑に進めるために必要な専門家の技術移転活動の技術的拠点となる施設又は技術普及に最低限必要な施設であつて、プロジェクト目的達成のために本体施設を補完し、より効果的な技術指導、普及活動を促進するための付随的な施設であるものに限定されるものであつて、本来、本体施設に含まれるべき次の管理施設は含まないものとする。(下図参照)
  - (1) 事務室(職員の管理、事務の管理等行政事務を扱う施設)
  - (2) 会議室
  - (3) 宿泊施設
  - (4) その他管理施設に附帯する施設



昭和59年8月27日

各部・室・事務局長殿

企 画 部 長

技術交換費の運用について

昭和59年度新規予算項目について(項)技術協力センター費、(項)保健医療協力費、(項)人口家族計画協力費、(項)農林業協力費、および(項)産業開発協力費の中に「技術交換費」が認められたことに伴い、その運用については下記のとおりとする。

(目 的)

第1 技術交換費は、プロジェクト技術協力をより効果的に実施するため、従来より各プロジェクト毎に蓄積されて来た技術体系、技術開発の成果、技術問題解決のための諸方策及びプロジェクト運営上の諸方策に関し、同一地域諸国における同種プロジェクト及び補完的プロジェクトとの間で技術交換を行い、蓄積された技術の有効的活用を図っていくことを目的とする。

(実施方法)

第2 この実施にあたっては、かかる技術交換を目的としたプロジェクトを対象に、当該プロジェクトの専門家がカウンターパートとともに同種プロジェクト等を訪問し調査、意見交換を通じて行うものとする。

2. 技術交換費の支出費目及び使途は別表による。

(申 請)

第3 本件の申請は、海外事務所長(海外事務所長が存在しない国にあっては当該プロジェクトのチームリーダー。以下「海外事務所長等」という。)が行うものとする。

2. 海外事務所長等は、次の各号に掲げる書類を添付して総裁に申請するものとする。

- (1) 技術交換計画書
- (2) 経費概算見積書
- (3) 任国政府機関が承認したことを証明する書類
- (4) その他総裁が必要と認める書類

(認 定)

第4 総裁は、申請書を審査し適当であると認める場合は、予算の範囲内で技術交換費の支給

額を決定し、海外事務所長等へ通知する。

- 1号でいう審査に当り、技術交換を実施しようとするプロジェクトを所管する担当事業部は、当該プロジェクトが技術交換を実施しようとする同種プロジェクト等と連絡・調整を行い、実施の適正及び可能性等につき調査することとする。

(支給及び会計事務処理)

第5 技術交換費は、海外事務所長等に示達又は資金前渡するものとする。

2. 海外事務所長等は、技術交換費の示達又は資金前渡を受けた場合は、他の資金と区別して適正に経理するものとする。

(報告)

第6 海外事務所長等は、各年度末に当該年度に係る技術交換実施精算報告書を総裁に提出するとともに、当該技術交換事業が完了したときは速やかに技術交換活動報告書を総裁に提出するものとする。

2. 総裁は、当該技術交換事業の進捗状況に関し、適宜海外事務所長等に報告を求めることができる。

(その他)

第7 技術交換費に関してこの基準によりがたい場合又は特別の事情が発生した場合は、総裁の承認を得て、この基準の定めるところと異なる処理を行うことができる。

#### 別表

支出費目	使	途
	*1	*2
1. 域内旅費	同一地域諸国に派遣する専門家及びカウンターパートに係る旅費(運賃、日当、宿泊料)を整理する。	
2. 現地活動費	近隣諸国において行う技術交換に必要な活動費(調査費等)を整理する。	
3. 送付料	開発した教材、成果品の交換等に必要な輸送料を整理する。	

註1: 同一地域諸国とは、「国名表記及び国の地域分類について」(通達(総)第55号)の規定する同一地域内の国をいう。

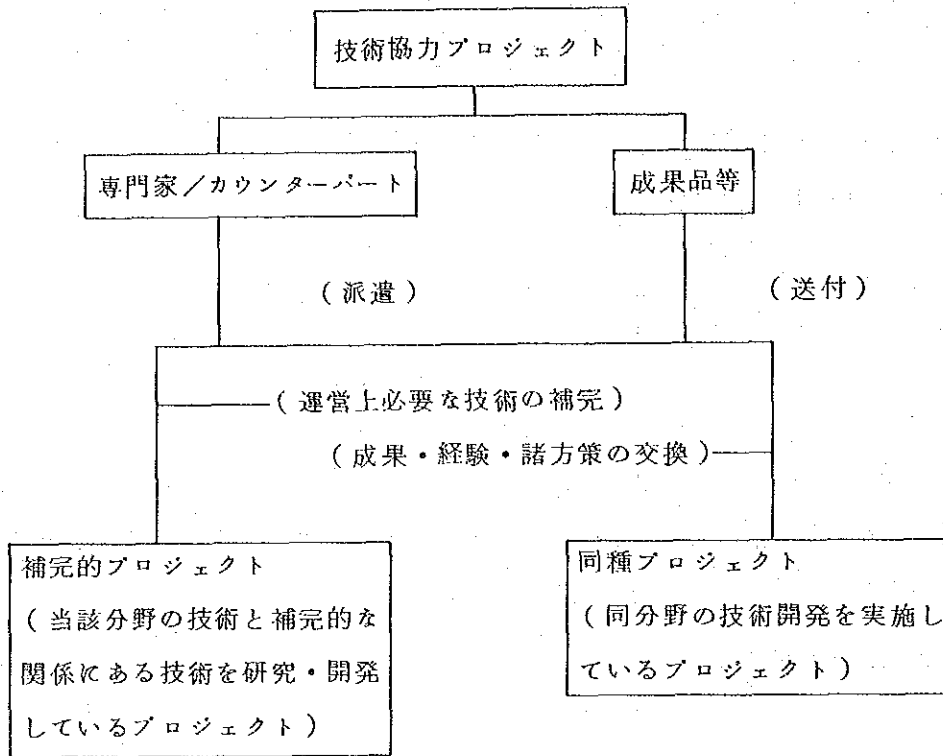
註2: 旅費の額は、「専門家の任国外出張に係る旅費の額について」(通達(総)第17号)の規定するところによる。但し、その期間は30日を限度とする。

また、カウンターパートに係る旅費は、同行する専門家と同額とする。

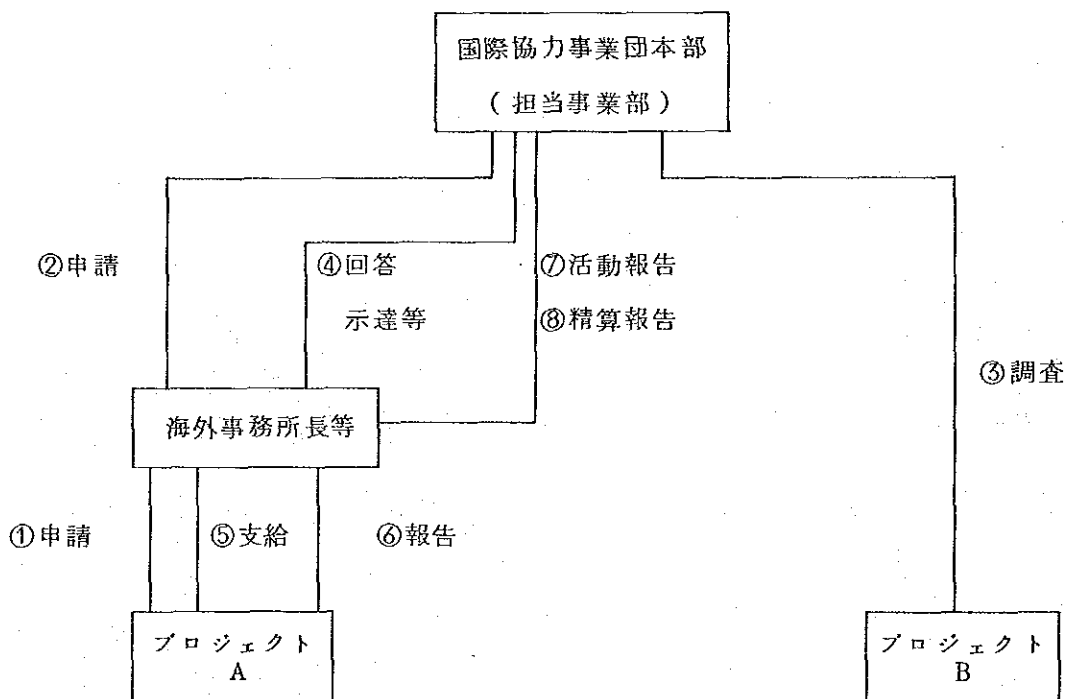


別表

技術交換費の実施形態



技術交換費の実施フロー



## VIII 専門家の諸制度と非常事態への対処



1. 専門家の諸制度の概要

○ 専門家の所属先の相違による身分、処遇の差異

技術者管理課

所 属	事業団業務参加の根拠規程	派遣中の本人身分	所属先の派遣動機	所属先との合意内容	本人との派遣契約	国内給の負担	海外給の負担	海外労災		年金・健保・雇保		家族随伴公費等帰国の負担	派遣に伴う旅費の負担	備 考
								事業団として加入	掛金	事業団として加入	掛金			
国家公務員	派遣法	派遣職員	国際協力業務を本来業務とみなす	なし		×	◎	なし	×	なし	×	◎	(注) 一は不明...は該当せず。◎は事業団が直接負担する。○は事業団が間接に負担する。(所属先に補てんする) ×は事業団として負担しない。	
地方公共団体	地方公共団体条例、規則	出張専任職休	国家公務員に準ずる	一部有	有	○	◎	有	◎	なし	○	◎		
特殊法人	—	出張向職休	同上	一部有	有	○	◎	有	◎	なし	○	◎		
民間企業	—	出張向職休	1. 国の業務への協力 2. 長期的な企業利益に合致	なし	有	○	◎	有	◎	なし	○	◎		
なし (事業団専従)	...	...	...	...	有	◎	◎	有	◎	なし 生障 し保 り な但 活金 あり	×	◎		

○ 長期派遣専門家に對する諸手当及び福利厚生等給付制度について

昭和59年5月1日  
技術者管理課

手 当	制 度	名 称	内 容	参 考 例 (一般専門家 任 用 イ ン ド キ ャ ッ)			備 考
				最高(特号-1)	標 準 (3号)	最低(6号-2)	
給与・手当等	在外諸手当	在勤基本手当	専門家の種類、任国、号に応じ定額を任期中支給。	54,400円/月	36,540円/月	27,250円/月	・外務公務員の例に準じ改定。
		住居手当	家賃(1から5の合計額)の英費を支給。ただし、支給限度額がある。 1. 家具付きてない住宅の家賃 2. 家主に支払った権利金等で返済されないもの 3. 車庫、台所設備、冷暖房器具の賃借料 4. 住宅設備を設置した場合における借入金の利息 5. 1年以上の場合の借入金の利息	(限要額) 20,933米ドル/月	1,283米ドル/月	1,077米ドル/月	・外務公務員の例に準じて支給限度額を改定。 ・通貨間の変動に応じ、年2回調整を実施。 ・住宅事情が特に悪い地域は、事業団住宅借上げ制度により特例措置を講じている。
		家族手当	配偶者及び18才未満の子を同伴している専門家に1及び2の合計額を支給。ただし、在勤基本手当の40%を限度とする。 1. 配偶者 在勤基本手当の25% 2. 子 1人につき在勤基本手当の10%	(該当者に対する最高額) 217,600円/月	154,160円/月	109,000円/月	
		子女教育手当	1. 6才以上18才未満の子を同伴している専門家に子1人につき月額18,000円を一律に支給。 2. 1の専門家のうち在外公館所在地以外の地に居住し勤務する者に子1人につき月額21,600円を限度に教育に要した実費額を支給。	(子2人同伴の該当者に対する額) 36,000円/月	36,000円/月	36,000円/月	
		留学手当	在国における職務活動に必要な旅費(英語、現地語等の能力が極めて優れていると認定した専門家に對し、次の留学能力の区分に応じて支給。 1. 1級 在勤基本手当の20% 2. 2級 在勤基本手当の10%	(該当者に対する額) 54,400円/月 又は 108,800円/月	38,540円/月 又は 77,080円/月	27,250円/月 又は 54,500円/月	
		へき地手当	1. 勤務地及び居住地がへき地であると認定された専門家に對し、次の区分に応じて支給。 (1) 1級地 (在勤基本手当+家族手当)の20% (2) 2級地 (在勤基本手当+家族手当)の10% 2. へき地の認定は、事業団内審議委員会で行う。	(該当者に対する最高額) 76,160円/月 又は 152,320円/月	53,956円/月 又は 107,912円/月	38,150円/月 又は 76,300円/月	
		特別技術手当	1. 職務に必要な技術能力が極めて優れていると認定した専門家に對し、技術能力の区分(4段階)に応じて支給。 2. 技術能力の認定は、事業団内審議委員会で行う。	(該当者に対する額) A級 8,200円/日 C級 3,100円/日	B級 6,200円/日 D級 1,500円/日		・D級は、現在ナームリーダーのみに限定して認定している。 なお、留学手当との併給は行わない。
	留内給付	所属先補てん金	所属先のある専門家の所属先に対し、その者の派遣中の給与相当額(補てん金)を補てん。ただし、補てん金の限度は月額60,000円とする。	所属先の給与規程に基づく額			・国家公務員は、補てんの対象としない。
	留内給付	留内俸	事業団以外に所属先のない専門家に對し規定額を月額支給。	40,700円/月	23,400円/月	13,600円/月	

手 当	制 度 名	内 容	参 考 列 (一般専門家 任 団 インドネシア)		備 考
			最 高 (特号-1)	最 低 (6号-2)	
福利厚生等諸	休暇・他制度	1. 不健康地(南米の大都市等を除き全開死途上国に該当)に派遣している派遣期間2年以上の専門家は、1年を経た時点で1回、30日間公費による休暇期間が与えられる。派遣期間1年以上の専門家は、派遣期間死亡の場合、忌引期間(公費)が与えられる。派遣期間2年以上の専門家は任期中1回、15日間学芸出張のための一時帰国(公費)ができる。	180,700円	180,700円	インドネシアは該当しない。
	健康管理旅行	特定不健康地(中近東、アフリカ等)に派遣している派遣期間2年以上の専門家は、2年に1回公費によるヨーロッパ等、先進国に20日間団体旅行ができる。	180,700円	180,700円	
福利厚生・他	高地健康管理旅行	高地(標高2,000メートル以上の地)に派遣している派遣期間1年以上の専門家は、4ヵ月に1回、4日間公費による保養旅行ができる。	180,700円	180,700円	インドネシアは該当しない。
	子女一時帰国	派遣期間が1年以上の専門家は、1年に1回水形に滞在する20才未満の子を任職に一時帰国させることができる。往復航空費のうち1人につき20,000円を差引いた額を支給。	180,700円	180,700円	
福利厚生・他	業務補償	専門家が派遣期間中、職務上、負傷、疾病、身体障害又は死亡等の災害を受けた場合、労災保険(特別加入)から補償がある。	5,000円/日	5,000円/日	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 労災保険の対象とならない赴任途上の災害については、専業団独自に補償。</li> <li>・ 遺族が配偶者及び18才未満の子2人の場合。</li> </ul>
	共済給付	派遣期間中の専門家及び同種扶養親族の葬務に上らぬい負傷、疾病又は出陣に対する給付金、死亡に對する慰金、重傷の療養に對する見舞金の給付、健康診断料の給付、災害見舞金の給付及び予防接種料の給付。	6,000円/日	6,000円/日	
生活環境整備	生活環境整備	派遣期間中の専門家及び同種扶養親族の葬務に上らぬい負傷、疾病又は出陣に対する給付金、死亡に對する慰金、重傷の療養に對する見舞金の給付、健康診断料の給付、災害見舞金の給付及び予防接種料の給付。	年 金 1,696,000円/年 一時金 3,000,000円	年 金 1,060,000円/年 一時金 3,000,000円	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 派遣前及び帰国後健康診断料は専業団が全額負担(限度額あり)。</li> </ul>
	生活保障制度	派遣期間中に再派遣を希望する者等であつて、派遣の可能性があるものを最高2年間特別保証として確保。	4,700円/日	2,600円/日	
派遣	赴任旅行に對し、長期派遣専門家は、派遣期間が1年以上の者をいう。2. 派遣期間が1年未満の短期専門家に對しては、長期派遣専門家に支給される旅費のうち、稼働料、宿後手当及び扶養親族送給料を除く旅費を支給する。	派遣期間が1年以上の専門家は、1年に1回水形に滞在する20才未満の子を任職に一時帰国させることができる。往復航空費のうち1人につき20,000円を差引いた額を支給。	230,000円/月	157,000円/月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 原則として社会保険に加入させている。</li> </ul>
	生活環境整備	派遣期間中に再派遣を希望する者等であつて、派遣の可能性があるものを最高2年間特別保証として確保。	6,800円/日	2,600円/日	

(注) 1. 長期派遣専門家は、派遣期間が1年以上の者をいう。 2. 派遣期間が1年未満の短期専門家に對しては、長期派遣専門家に支給される旅費のうち、稼働料、宿後手当及び扶養親族送給料を除く旅費を支給する。

○ 専門家へき地手当の手続き  
( 規程、審議申請書、認定調書 )

専門家の派遣手当等支給基準 (昭和52年国協達第21号)

(へき地手当)

第17条 へき地手当は、専門家の在勤地及び居住地のいずれもが、奥地、離島その他生活に著しく不便である地 (以下「へき地」という。) に該当する場合において、へき地の区分に応じ支給する。ただし、専門家の在勤地のみがへき地に該当する場合であって、当該専門家が、別に定める特殊な勤務形態により業務に従事するときは、当該勤務形態の継続する期間中、へき地手当を支給することができる。

2 前項のへき地は総裁が、別に定めるところにより、認定する。

3 へき地手当は、別に定める場合を除き、在勤基本手当の支給期間中支給する。

4 へき地手当の額は、次の各号に掲げるへき地の区分に応じて、当該各号に掲げる額とする。

(1) 1級地 在勤基本手当及び家族手当の合計額に100分の20を乗じて得た額

(2) 2級地 在勤基本手当及び家族手当の合計額に100分の10を乗じて得た額

専門家の派遣手当等支給細則 (昭和52年通達 (総) 第48号)

第18条の2 基準第17条第1項ただし書の別に定める特殊な勤務形態は、へき地以外の地に居住する専門家が勤務のためへき地である在勤地に過4泊以上宿泊することが常態となっている勤務の形態とする。

第19条 基準第17条第2項に規定するへき地の認定は、事業団海外事務所長、専門家等の報告に基づき、専門家の養成確保及び身分・処遇に関する委員会 (以下「認定委員会」という。) の議を経て総裁が行う。

2 総裁は、前項によりへき地の認定を行ったときには速やかに公示するものとする。

第20条 在勤基本手当の支給期間中在勤地が新たにへき地と認定 (へき地の区分の変更認定を含む。) された場合にあっては認定を受けた日からへき地手当を支給し、へき地の認定が取り消された場合には取り消された日の前日までへき地手当を支給する。

2 在勤基本手当の支給期間中在勤地が変った場合であって、新在勤地がへき地であるときは、新在勤地に到着した日の翌日から当該地に係るへき地手当を支給し、新在勤地がへき地でないときは、新在勤地に到着した日まで従前のへき地手当を支給する。





昭和 年 月 日 (職名・氏名)
---------------------

(事業団海外事務所・在外公館)

へ き 地 認 定 調 書

昭和 年 月 日

調書作成者 \_\_\_\_\_

項 目		記 載 欄		事業団記入	
1	任 国 名	国		点	
2	在勤地名 (最低行政単位)	州 市(郡) 町(村)			
3	在勤地の人口規模	人		点	
4	最寄都市Ⅰ	都 市 名		点	
		人 口 規 模			
		在勤地から都市起点までの	距 離		Km
			所要時間		時間
5	最寄都市Ⅱ	都 市 名		点	
		人 口 規 模			
		在勤地から都市起点までの	距 離		Km
			所要時間		時間
6	首 都	都 市 名		点	
		人 口 規 模			
		在勤地から都市起点までの距離			

- 備考 1 調書作成者が専門家の場合は、証明欄に証明を必要とする。
- 2 最寄都市Ⅰとは次の①又は②に該当する都市で最寄りのものをいう。
- ① 人口5万人以上25万人未満の都市で、国際空港所在都市、観光・保養都市又は貿易等産業都市に該当するもの
  - ② 人口25万人以上100万人未満の都市
- 3 最寄都市Ⅱとは、人口100万人以上の都市で最寄りのものをいう。

<参考資料>

	項 目	記 載 欄
1	交通機関等 最寄都市_____と在勤地の所要時間等	①飛行機____時間(週____便)、 ②汽車____時間(日____便)、 ③バス____時間(日____便)、 ④自動車____時間、 ⑤その他_____時間、 ⑥出かける頻度 月____回、 (船等)
	在外公館と在勤地の所要時間等	①飛行機____時間(週____便)、 ②汽車____時間(日____便)、 ③バス____時間(日____便)、 ④自動車____時間、 ⑤その他_____時間、 ⑥出かける頻度 月____回、 (船等)
2	通 信 施 設	①電話(有・無) ②日本への郵便日数____日 ③海外事務所又は在外公館との連絡方法 _____
3	医 療 施 設	①病院(有・無) ベッド数____ベッド ②保健所(有・無) ③薬局(有・無)
	その他の公共施設 の状況	
4	日常物資調達方法及び調達頻度	
5	その他の特記事項  (気候、風土、) (社会的条件等)	

別添 在勤地の略図(首都、最寄都市を含むもの)

4 都市起点とは、日本国在外公館(日本国在外公館がない場合は国会議事堂、元首公邸又は市庁舎)の所在地をいう。

5 距離は都市起点から在勤地(在勤官署)までの距離(行程)をいう。

6 所要時間は都市起点から在勤地(在勤官署)までの通常の交通機関(航空機を除く。)による時間をいう。

## 2. 専門家生活環境整備事例

年度	内 容
5 0	ネパール、農業開発プロジェクト 専門家住宅用発電機 一式
5 1	(1) フィリピン、カガヤン農業総合パイロットセンター・プロジェクト 専門家住宅用発電機 5台 (2) タイ、養蚕開発普及プロジェクト 専門家住宅用飲用水揚水ポンプ 1式
5 2	バングラデシュ、農業普及プロジェクト 専門家用食品冷凍庫 1台
5 3	食品冷凍庫(5.2年度購入)輸送費
5 4	(1) ビルマ、畜産開発プロジェクト 専門家予防ワクチン(狂犬病) (2) ガーナ大学医学部プロジェクト 専門家用給水車 1台、貯水槽 1式 (3) ビルマ、林業プロジェクト 専門家住宅用電気施設、水道施設 1式
5 5	(1) インドネシア、スマトラ森林造成プロジェクト 給水施設 1式 (2) タイ、職業訓練センター 濾過器 1式 (3) イラク、電気産業訓練センター 専門家用ビデオカセット・レコーダー 1台、テレビ受像機 1台 (4) フィリピン、カガヤン農業総合開発プロジェクト 専門家住宅用殺菌炉水器 4台 (5) バングラデシュ、CERDI他 専門家用ソフトボール用具 1式 (6) バラクアイ、農林業総合開発プロジェクト 野球用具 1式 (7) スーダン、アブ・カサバ・パイロットファーム計画 専門家用卓球台 1セット、バドミントン用具 1式 (8) ザール、マタディ橋建設プロジェクト 専門家住宅用警報装置 1式

年度	内 容
5 5	<p>(9) ビルマ、畜産開発プロジェクト            専門家予防ワクチン（日本脳炎）</p> <p>(10) ガーナ大学プロジェクト            チーム用の給水車 1台</p> <p>(11) タイ、とうもろこし開発プロジェクト            冷蔵庫 1台</p> <p>(12) タイ、かんがいプロジェクト            冷蔵庫 2台</p>
5 6	<p>(1) ビルマ（ラングーン在住金専門家）            狂犬病ワクチン、ヘビ血清、血清保存用冷蔵庫 1台、テニスコート整備、            金網工事</p> <p>(2) ビルマ、冶金研究開発センター            揚水ポンプ用電動機 3台、浄水装置 5台、日本式浴槽 1個、給湯装置1式、            電気洗濯機及び乾燥機 1台、流し台、調理台、テニス用具 1式            狂犬病・破傷風ワクチン、毒蛇血清</p> <p>(3) パプア・ニューギニア（単発）            防犯フェンスの設置</p> <p>(4) タンザニア（単発）            ディーゼル発電機及び設置 1台</p> <p>(5) タンザニア、キリマンジャロ工業開発センター            敷地外周フェンス、夜間防犯灯</p> <p>(6) タイ、家畜衛生プロジェクト            狂犬病ワクチン</p> <p>(7) タイ、かんがい農業開発計画            専門家宿舎用防犯フェンス設置</p> <p>(8) タイ、沿岸養殖プロジェクト            井戸掘及びポンプ配管工事</p> <p>(9) タイ、口蹄疫ワクチン製造センター            天水利用施設</p> <p>(10) インドネシア、中堅農業技術者養成計画            バレーボール用具 2式、ピンポン用具 2式、バドミントン用具 2式            テニス用具 2式、バスケットボール 2個</p>

年度	内 容
5 6	<p>(11) フィリピン（カガヤン農業総合開発プロジェクト）</p> <p>卓球用具 1式、血圧測定器 1台、折たたみ式ベット 8台、医薬品 1式 （フィリピン野菜専門家）</p> <p>ガス冷蔵庫 1台、ガス燈 2台 テーブルストーブ 1台、アイスボックス 1ヶ、食台セット 1式、薬品 1式、ガスタンク 1台</p> <p>(12) タイ、家畜衛生プロジェクト</p> <p>狂犬病ワクチン保存用冷蔵庫</p>
5 7	<p>1. マダガスカル、北部畜産開発</p> <p>肝炎予防薬</p> <p>2. ベルー、アマゾン林業開発</p> <p>井戸の掘削等</p> <p>3. エジプト、米作機械化</p> <p>水道用小型ポンプ、医薬品等</p> <p>4. タイ、造林研究訓練計画</p> <p>浄水消毒装置、シャワー温水設備、冷蔵庫、洗濯機、乾燥機等</p> <p>5. タイ、灌漑農業開発計画</p> <p>深井戸掘削工事、ポンプ</p> <p>6. ビルマ、ラングーン在住全専門家</p> <p>手洗所及び便所</p> <p>7. ビルマ、事務所保管</p> <p>医薬品（ガンマーグロブリン、応急用リンゲル液）</p> <p>8. ビルマ、冶金研究開発</p> <p>深井戸揚水ポンプ及び付属モーター</p> <p>9. タンザニア、キリマンジャロ農業開発</p> <p>医薬品（抗生物質、ガンマーグロブリン、狂犬病予防薬）</p> <p>10. メキシコ、家畜衛生センター</p> <p>医薬品（狂犬病予防薬、肝炎ワクチン）</p> <p>11. パラグアイ、林業開発</p> <p>水道工事他（ポンプ、タンク等）</p> <p>12. フィリピン、バンダバングアン森林造成</p> <p>仮宿泊施設の増築</p> <p>13. ナイジェリア、医療</p> <p>水施設及び電気配線</p>

年度	内 容
58	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. タイ、造林研究計画専門家・シャワー用温水施設、浄水消毒装置</li> <li>2. インドネシア、バイオマスエネルギー研究開発センター専門家・医薬品、大型冷蔵庫、電気洗濯機、冷房装置</li> <li>3. インドネシア、コロンボプラン灌漑専門家・発電機1式、生活用水槽1式、</li> <li>4. ビルマ、ラングーン事務所・専門家用医薬品（肝炎ワクチン、抗生物質）</li> <li>5. ビルマ、冶金研究開発センター専門家・生活用水、スプリンクラー</li> <li>6. ガーナ大学専門家・水槽</li> <li>7. ネパール、カトマンドウ事務所・専門家用医薬品（狂犬病ワクチン、破傷風ワクチン、ガンマーグロブリン、抗生物質）</li> <li>8. メキシコ、家畜衛生センター専門家・狂犬病ワクチン</li> <li>9. タンザニア、キリマンジャロ農業開発専門家・専門家用医薬品（ガンマーグロブリン、狂犬病ワクチン、注射器）</li> <li>10. ケニア、ナイロビ事務所・専門家用医薬品（狂犬病ワクチン）</li> <li>11. バラグアイ、家畜繁殖改善計画専門家・狂犬病ワクチン</li> <li>12. ペルー、アマゾン林業開発専門家・水（井戸）施設、電気配線（発電機）、その他</li> </ol>

### 3. 非常事態の対処について

昭和55年9月17日

技術者管理課

#### ○ 戦争等による非常事態の際における専門家等の避難について

専門家の任国において、戦争・事変・内乱等による非常事態が発生し、又は発生するおそれがあり、在外公館が在留邦人に対し当該国からの離脱の勧告を行った場合等、専門家及びその随伴する扶養親族の生命及び身体の安全を図るため専門家等を避難させる場合の取扱いは、今後下記によることとする。

#### 記

##### 第1 避難の指示

1 総裁は、当該国に在勤する専門家に対し、非常事態の状況、当該国と本邦との距離、適当な避難先の有無、専門家の残余派遣期間等を総合的に勘案して、当該国内の安全地域若しくは近隣国（以下「近隣国等」という。）への避難又は本邦へ避難のための帰国（以下「避難帰国」という。）を指示するものとする。

2 前項の指示があった場合における専門家の避難の期間（以下「避難期間」という。）は次のとおりとする。

##### (1) 近隣国等へ避難する場合

避難のため在勤地を出発する日（以下「離脱日」という。）以後30日間を限度として必要な期間。

##### (2) 避難帰国する場合

派遣期間が6カ月未満の専門家については、離脱日以後本邦に到着する日までの期間、派遣期間が6カ月以上の専門家については、離脱日以後30日間（当該期間内に派遣期間が満了する者については当該満了の日までの間）。

3 上記1の指示にあっては、原則として専門家がその扶養親族を随伴して避難するよう指示するものとする。ただし、現地の情勢に応じ専門家の扶養親族のみを一時避難させるよう指示することもできるものとする。

4 現地の非常事態の情勢が急迫したために、総裁が避難を指示する前に専門家が在外公館の勧告又は自己の判断に基づいて避難し又は扶養親族を避難させた場合において、当該避難が緊急やむをえない避難と認められるときは、上記1の総裁の指示があったものとみなす。

##### 第2 近隣国等への避難

1 事業団は、上記第1の1の指示により当該国内の安全地域又は近隣国へ避難した専門家に対して、引き続き専門家の派遣手当等支給基準（昭和52年国協達第21号。以下「支給基準」という。）に定める派遣手当及び旅費を支給する。この場合において、長期派遣専門家に係る

旅費は避難先に応じ専門家の任国内又は任国外出張の例により計算した額（扶養親族に係る日当及び宿泊料は、配偶者及び12才以上の子については専門家の3分の2に相当する額、12才未満の子については専門家の3分の1に相当する額）とし、短期派遣専門家に係る日当及び宿泊料は避難先に応じ支給基準に定める額とする。

- 2 総裁は、前項の専門家の避難期間中に非常事態の状況を確認して当該専門家を在勤地に復帰せしめることの可否を決定するものとし、在勤地へ復帰せしめることが不可能と判断した場合においては、避難帰国を指示するものとする。この場合において、当該専門家の避難帰国を指示するものとする。この場合において、当該専門家の避難期間は当該近隣国等を出発した日から新たに起算するものとし、かつ専門家が近隣国から帰国するときは、当該近隣国を任国とみなして下記第3の規定を準用する。ただし、移転料の支給については、任国からの帰国の際に支給する額に相当する額とする。

### 第3 避難帰国

- 1 事業団は、避難帰国の指示により帰国する専門家に対して、当該専門家が業務を終了して帰国する場合に支給する旅費に相当する額を支給する。ただし、移転料については、非常事態のため家財の輸送を通常の間路及び方法によって行うことが困難であると総裁が特に認めた場合であって当該輸送に要した経費が支給基準の規定により当該専門家に支給される移転料の額を超えるときは、当該移転料の2倍の額を限度として、その超えた額を支給する。
- 2 事業団は、避難帰国した専門家（次項に定める者を除く。）に対して、上記第1の2の(2)に定める避難期間中、引き続き支給基準に定める派遣手当を支給する。この場合において、避難期間に係る住居手当の額又は子女教育手当加算分の額は、それぞれ支給基準第12条第1項又は第16条第4項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額とする。

#### (1) 住居手当の額

離脱日の属する月に支給すべき住居手当の額に家賃の支払済みの月数（離脱日の属する月を含む）を乗じた額及び当該専門家が賃貸契約終了時に家主から返済を受けるべき権利金、敷金等であって避難に伴うやむをえない事情のため返済を受けられなかったものに相当する額を合算した額。

#### (2) 子女教育手当加算分の額

支給基準第16条第4項に規定する教育のための費用であって離脱日以後の期間を対象とする費用として当該専門家が支払った実費額（その額が年少子女1人につき支給基準第16条第4項に規定する年額を超える場合はその年額）

- 3 事業団は、避難帰国した専門家のうち、派遣期間が6か月以上1年未満のものに対して、上記第1の2の(2)に定める避難期間中、引き続き支給基準に定める派遣手当（特別技術手当又は語学手当に限る。）を支給することともに、本邦到着の日以後避難期間の末日までの間を旅行期間とみなして、支給基準に定める内国日当及び内国宿泊料を支給する。



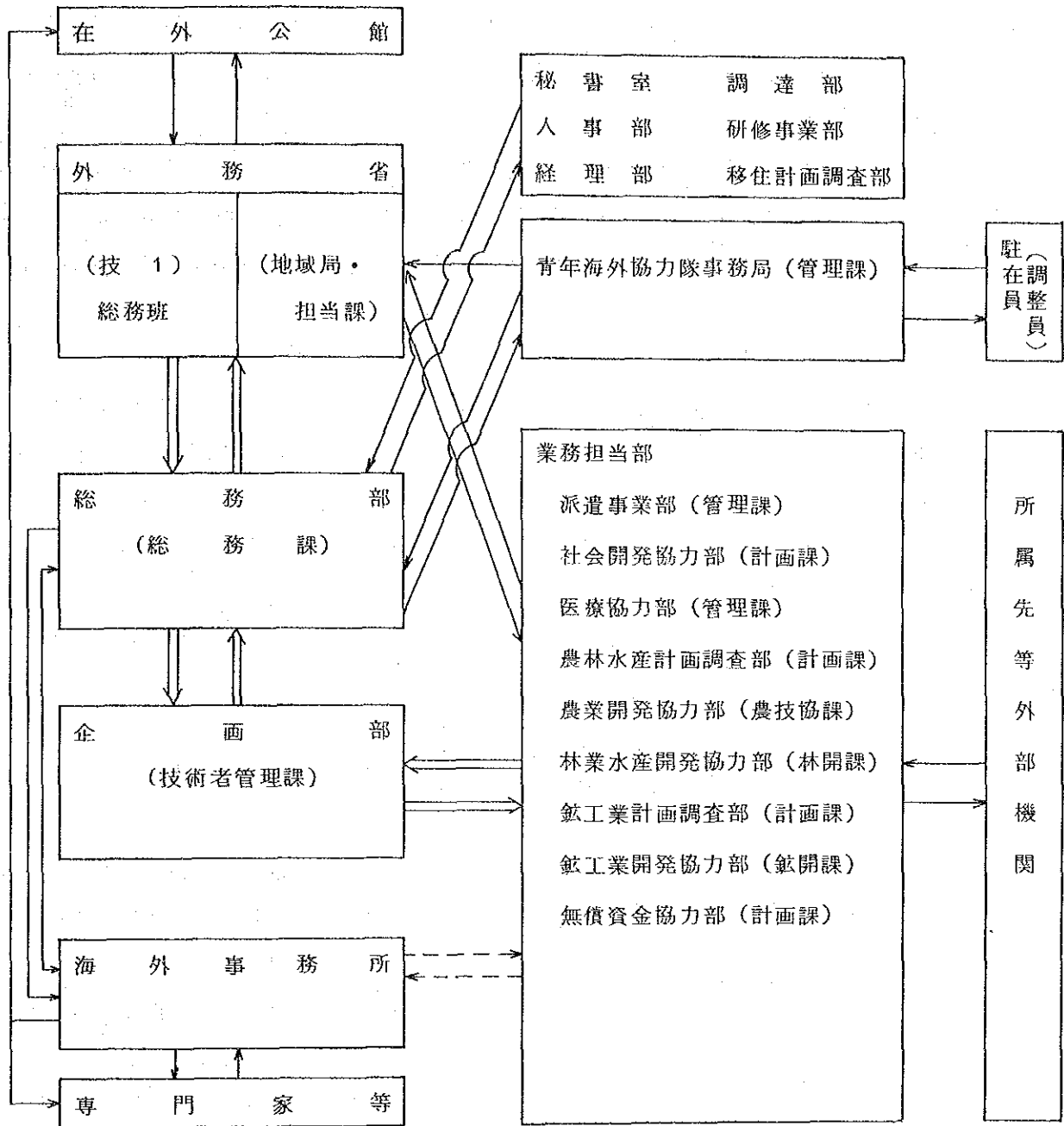
- 4 専門家が帰国した後、上記第1の2の(2)に定める避難期間が経過した場合において、当該専門家が所属先に復帰するために待機を必要とするときその他総裁が特に必要と認めるときは、総裁は、その者の派遣期間内において60日を限度として必要な期間避難期間を延長することができる。この場合において、次項に定める場合を除き、当該延長に係る期間中は派遣手当を支給しない。
- 5 事業団は、前項により避難期間を延長された専門家のうち、総裁が避難を指示した日における残余派遣期間が6カ月以上ある長期派遣専門家に限り、当該延長に係る期間中在勤基本手当を支給することができる。
- 6 事業団は、上記第1の2の(2)に定める避難期間（上記4により延長された場合は、延長後の避難期間）中、専門家所属先に対する人件費の補てん等に関する要綱（昭和50年国協達第4号）の定めるところにより、所属先に対する人件費の補てん又は専門家に対する国内俸の支給を行う。

#### 第4 避難帰国した専門家の再派遣

上記第3により避難帰国した専門家を、非常事態解消後任国に再赴任させる必要があるときは、新たな派遣として取扱うものとする。

#### 第5 扶養親族の避難一時帰国

- 1 事業団は、上記第1の2のただし書きの指示により、専門家の扶養親族を一時本邦に避難させる場合は、当該専門家に対して当該扶養親族の離脱日から90日を限度として、当該扶養親族に係る家族手当及び当該扶養親族が年少子女であるときは当該年少子女に係る子女教育手当を支給するとともに、専門家等の一時帰国に関する基準（昭和51年国協達第20号）第12条第2項の規定の例によって算出した外国旅費及び帰郷旅費を支給する。
- 2 総裁は、専門家の任国における非常事態が解消したと認める場合は、前項により一時帰国中の扶養親族を当該専門家の希望に応じ、任国に復帰せしめるか又は早期帰国の取扱いをするものとする。
- 3 事業団は、上記1により専門家の扶養親族が一時帰国中に当該専門家が避難帰国した場合は、当該専門家が当該扶養親族を随伴して避難帰国したものとみなし、当該専門家に対し当該扶養親族にかかる移転料加算分（支給基準第31条第2項第1号に規定する加算額をいう。）を支給するとともに、上記1により支給することとされていた旅費のうち、任国へ復帰するための旅費は支給しないものとする。



- 注1. 緊急事態発生時には技術者管理課において関係各部に照会のうえ、別紙様式1の総括表を作成する。事態の推移により必要な場合は関係各部は技術者管理課の連絡により対象専門家等に関する別紙様式2を作成のうえ技術者管理課に提出する。
2. 本連絡網は一般的連絡網を示すものであって、緊急事態発生時には関連部課間にて機動性をもった運用を行う。
3. 点線部分の発信は総務課及び技術者管理課の了解のもとに行う。

○ 専門家損害救済金の支給について（昭和55年通達（総）第39号）

専門家損害救済金支給基準（昭和52年国協達第23号）第3条第1項の規定に基づく実損害額の査定及び支給額の決定は下記によることとする。

記

第1 査定対象家財

実損害額査定の対象とする家財（以下「査定対象家財」という。）は、専門家が任国に携帯し、又は任国において取得した生活上必要な物品並びに現金、預金及び有価証券であって、戦争、内乱、天災その他の非常災害により滅失若しくは破損し、又は緊急避難の際、遺棄、残置若しくは売却したものである。

ただし、次の各号に掲げるものを除く。

- (1) 1件の取得価格（その価格が円以外の通貨で表示されている場合は、取得時の通貨交換率で円換算するものとする。以下同じ。）が10,000円未満の物品（専門図書を除く。）
- (2) 食料、燃料、薬品等の消耗品
- (3) 取得価格及び取得時期を証明する証拠書類のない物品（当該書類がないことについてやむをえぬ事情がある場合を除く。）
- (4) 現金、預金、有価証券及び貴金属であって被害事実及び損害額について明白な証拠のないもの

第2 実損害額の査定

- 1 滅失し、又は専門家が遺棄若しくは残置した査定対象家財についての実損害額の計算方法は、次のとおりとする。
  - (1) 下記(2)に掲げるもの以外の物品については、当該物品の取得価格から、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）の規定に準じて定める耐用年数に応じて定額法により計算した償却額に相当する額を控除した額を実損害額とする。
  - (2) 専門図書、貴金属その他減価償却の対象とすることが不適当と認められる物品及び有価証券については、その取得価格を限度として事業団が認定する額を実損害額とする。
  - (3) 現金及び預金については、当該現金及び預金の金額を実損害額とする。この場合において円換算は原則として被害時の通貨交換率によるものとするが、戦争、内乱等により現地通貨の価値に大幅な変動があったと認められるときは当該変動前の通貨交換率によることができるものとする。
- 2 専門家が、売却した査定対象家財についての実損害額は、当該家財を滅失したものとみなして、上記1の例により計算した実損害額から当該家財の売却価格（円換算は売却時の通貨交換率による。）を控除した額とする。
- 3 破損した査定対象家財についての実損害額は、当該家財を滅失したものとみなして上記1の

例により計算した実損害額に相当する額を基礎として、破損の程度に応じて計算した額とする。

### 第3 支給額の決定

損害救済金の支給額は、専門家1人につき、1,000,000円（扶養親族を随伴している専門家については、当該額に100分の40を乗じた額を加えた額）を限度として、上記2により査定した実損害額の合計額に相当する額とする。

○ 損害救済金支給認定申請書記載上の注意

1. 本申請書は、損害救済金支給額の審査、査定の参考資料とするので正確、詳細に記入し、事業団海外事務所（海外事務所がない国にあっては在外公館）の証明を付して、提出して下さい。
2. 専門家の家財が、滅失（遺棄、残置等を含む。）、破損等により損害を受けた事情について、できるかぎり具体的に記入して下さい。
3. 被害家財の実損害算定資料は、下記により別紙様式に記入して下さい。
  - (イ) 申請物品は、取得価格が10,000円以上のもので次の分類により記入のこと。

分類番号	分類	物品内容
1	車 輛 類	乗用自動車、ジープ、オートバイ、自転車の類
2	家庭用電気製品類	冷蔵庫、洗濯機、掃除機、扇風機、エアコンディショナー、照明器具、ガスレンジの類
3	家 具 類	応接用セット、テーブル、机、本棚、鏡台、帽子掛、食器戸棚、厨房器具、装飾品の類
4	音響、光学機器類	テレビ、ラジオ、ステレオ、テープレコーダー、スライドプロジェクター、カメラ、撮影機、ピアノ、オルガン、置時計の類
5	事務用機器類	タイプライター、計算機、その他事務用機器の類
6	衣類及び身廻品類	衣類、履物、腕時計の類
7	貴金属、現金及び有価証券	
8	書 籍 類	専門図書等で長期に亘り使用価値を有するもの (専門図書は1冊10,000円未満のものも記入すること。)
9	スポーツ、娯楽用品類	ゴルフ用品等の類
10	そ の 他	上記以外のもの(食料、燃料、薬品等の消耗品を除く。)

- (ロ) 任国等において、ドル又は現地通貨で取得した物品の「取得価格」欄の記載は、ドル又は現地通貨の金額と取得時の通貨交換率を明記し、円換算額を記入のこと。
- (ハ) 「取得時の証拠書類」欄の記載は、別添証拠書類に付記した番号を記入のこと。
- (ニ) 戦争、内乱等に係る事業団総裁の指示に基づき避難の際緊急処分した物品については、その売却価格及び売却時の通貨交換率による円換算額を「備考」欄に記入のこと。
- (ホ) 被害家財に損害保険が付されている場合又は任国政府等に求償しうる場合は、その詳細について「備考」欄に記入のこと。

- 4 被害家財の所有証明資料は、被害直前に所有していたことを示す何らかの資料を添付して下さい。特に現金、有価証券、貴金属等通常被害事実及び損害額の客観的立証の困難な動産については、明白な証拠のない限り、原則として実損害額査定の対象としないものとします。



## Ⅸ 技術協力と無償資金協力との連携





# Ⅸ 技術協力と無償資金協力との連携

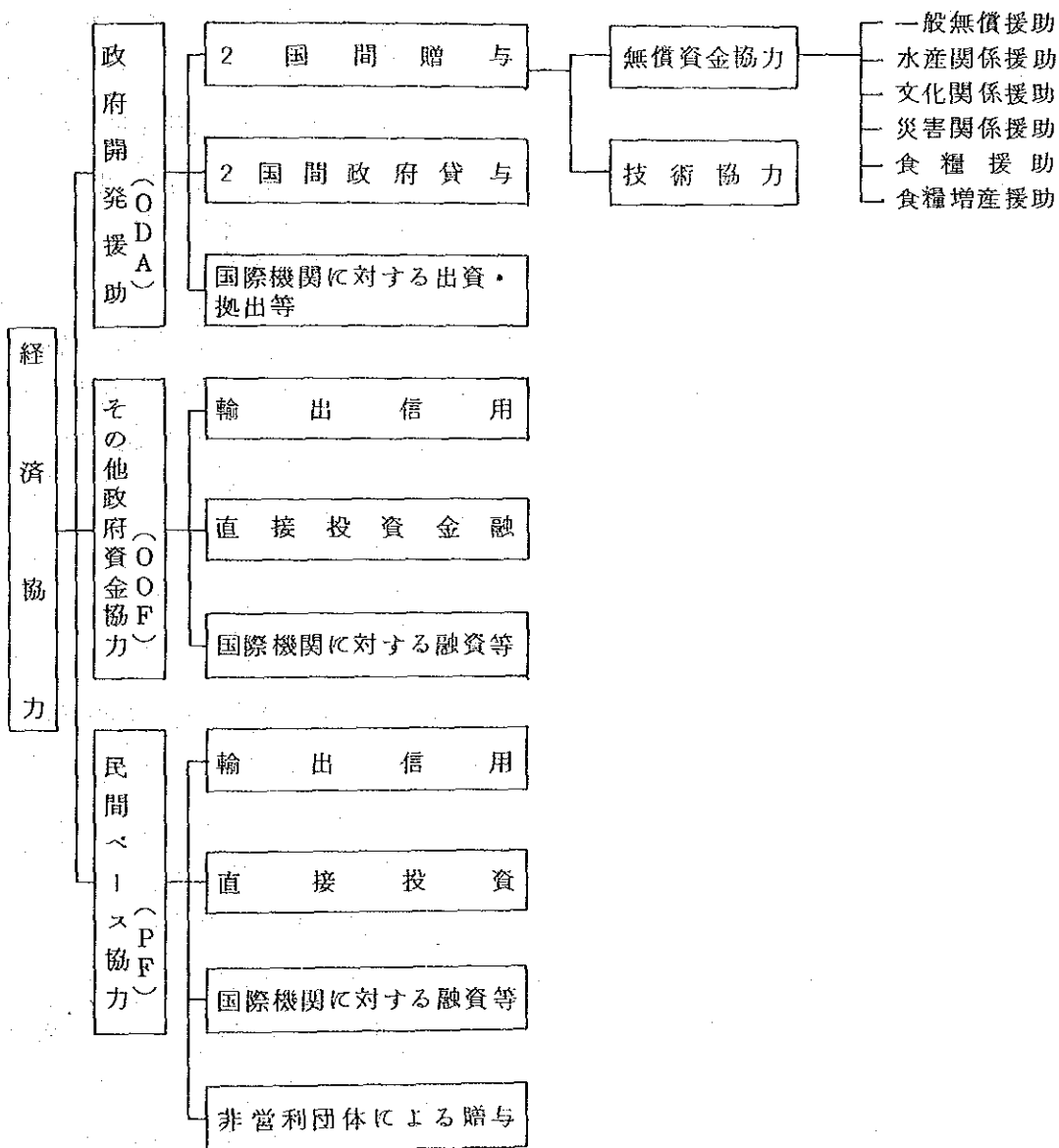
## 1 無償資金協力とは

### (1) 無償資金協力の位置付け

無償資金協力とは、被援助国（開発途上国）に返済義務を課さないで資金を供与する形態のいわゆる経済協力を構成する政府開発援助（ODA）の重要な柱である2国間贈与のうち、技術協力として分類されるもの以外の贈与のことをさしている。

（参考図）

わが国の経済協力と無償資金協力の位置付け



## ② 無償資金協力の形態

わが国の無償資金協力は、原則的に資金供与の形態をとっており、わが国政府が資機材・設備等を調達してそれを直接供与するという現物供与の援助形態はとっていない。

無償資金協力を一言でいえば、開発途上国の経済・社会の発展のための計画に必要な資機材、設備および役務（技術）を調達するために必要とする“資金”を贈与する援助のことである。

わが国の無償資金協力による援助は昭和43年に開始され、以後今日まで、資金の量、援助の質ともに大幅に改善されており、かつ援助対象国も次第に拡大してきており、現在ではわが国政府開発援助を推進する重要な柱として、外交上果たす役割もますます大きくなっている。

## ③ 無償資金協力の種類

わが国の無償資金協力の財源は、一般会計予算であるが大別すると、①一般無償援助、②水産関係援助、③文化関係援助、④災害関係援助、⑤食糧援助、⑥食糧増産援助の6種類に分類されている。このうち①より④までは経済開発等援助費として外務省所管により上記⑤と⑥は食糧増産等援助費として大蔵省が所管しその委託を受けて外務省によりそれぞれ実施されている。

なお、それぞれの援助の概要は次のとおりである。

### ① 一般無償援助

一般無償援助とは、技術協力以外の2国間無償援助のうち、水産、文化、災害、食糧のような特定の分野に対する援助以外の無償援助である。この中には、開発途上国の深刻な債務返済問題に対応するための債務救済援助が含まれる。

### ② 水産関係援助

開発途上国の水産振興に寄与するために、開発途上国の水産関係プロジェクトに協力して行う無償援助である。

### ③ 文化関係援助

開発途上国が文化財および文化遺跡の保存活用、文化関係の催し物開催ならびに教育および研究の振興のために使用する資機材の購入のために必要とされる資金を供与する援助である。

### ④ 災害関係援助

開発途上地域等における災害救済のために緊急に支出される援助で、食糧品、医薬品等の購入のための資金または直接救援物資を供与するという、きわめて人道的色彩の強い形態の援助である。通常は先方政府へ直接供与されるが、日本赤十字社、国際機関を通じて実施される場合もある。

### ⑤ 食糧援助

食糧不足に悩む開発途上国に対する食糧の援助で、日本は食糧援助規約と称される国際協

定にもとづき、米国、欧州共同体（E C）等他の食糧援助国との協調のもとで、この援助を実施しており、具体的には開発途上国が食糧（基本的に米）を購入するために必要とされる資金の供与である。食糧援助規約に基づいた食糧援助は、通称K R援助と呼ばれている。

#### ⑦ 食糧増産援助

開発途上国における食糧増産のための自助努力を支援し、食糧不足問題の解決を図ることを目的に実施している援助で、具体的には肥料、農薬、農業機械等の購入のために必要な資金を供与する。

無償資金協力事業の中で当事業団が関与するのは、一般無償援助および水産関係援助のうち技術協力と密接な関係を有する案件についてであり、昭和59年度からは食糧増産援助についても同様に技術協力と関連する案件については、当事業団に実施促進業務が移管されている。

### ④ 無償資金協力の内容

#### ① 一般無償援助

一般無償援助は開発途上国の経済、社会開発、民生の安定と福祉の向上に貢献することを目的としており、開発途上国の真のニーズに合致した基礎生活援助及び人造り援助に重点をおいている。具体的には、①医療・保健、②教育・研究、③農業、④民生・環境改善、⑤通信・運輸、⑥エネルギーなど経済的収益性が低く、開発途上国が自己資金あるいは借り入れ資金により投資することが比較的困難なもので、住民の生活水準の向上に直結している案件が対象となっている。

さらに、近年では、収益性があるプロジェクトである道路建設、橋梁建設のような社会経済インフラ案件とか文化・福祉分野の施設案件についても、被援助国の国情等を勘案しつつ取り上げられている。一般無償協力は予算額からみても、わが国の無償援助の中核をなしているといえる。

これまでの実績から、具体例を列举すると次のとおりである。

#### ① 医療・保健

1. 医療器材（放射線機器、レントゲン、手術器具、救急車、診療車、顕微鏡）
2. 病院建設（総合病院、小児病院、産科病院、母子病院）
3. 研究所建設（中央医療研究所、精神衛生研究所、熱帯病研究所、製薬研究所）
4. 医療・保健教育施設（看護学校、教育・訓練病院、医療技術学校、保健指導員訓練センター）
5. 医薬品供与（マラリアコントロール、デング熱、等感染症対策）

#### ② 教育・研究

1. 職訓センター建設（家内産業訓練センター、電気・機械技術者訓練センター、ラジオ

・TV放送訓練センター、化学工業技術者訓練センター、職訓指導員訓練センター、航海訓練所)

2. 学校建設(小学校、高等学校、鉾山学校、農工大学、工科大学)
3. 研究所建設(海洋研究所、社会科学センター、鉾物分析センター、地質研究所、バイオマスエネルギー研究所)
4. 実験用機材(大学、高等学校、各種研究所用)

③ 農 業

1. 農業機材(トラクター、耕運機、揚水ポンプ、トラック)
2. 研究所建設(農業開発研究所、稲原種貯蔵研究所、農業普及技術者研究所)
3. 技術訓練センター建設(農業技術者センター、森林造成技術者訓練センター、精米技術訓練センター、農業普及センター、稲作機械センター)
4. かんがい施設建設
5. 食糧倉庫

④ 民生・環境改善

1. 給水施設建設(上水道)
2. 地下水開発(井戸掘さく機械)
3. 排水設備供与
4. 難民対策、被災民対策(職訓センター建設、他)
5. 消防機能強化(消防車、他)

⑤ 通信・運輸

1. 道路建設機材(パワーシャベル、ブルドーザー、グレーダー、ダンプトラック、散水車)
2. 輸送力増強(バス、トラック、ミニバスの供与)
3. 電気通信整備(電話網、衛星通信地上局建設、ラジオ放送局建設、TV局建設、番組製作センター建設)
4. 送配電網整備(配電線、送電線、変圧器の供与)
5. 橋梁建設

⑥ エネルギー

1. 発電器供与
2. 太陽電池供与
3. 小規模ダム建設

⑦ 水産関係援助

近年開発途上国においては、深刻化しつつある食糧問題に対処するため、農業生産の増大を図るとともに、動物蛋白の供給源として水産資源の開発利用を図るため、水産振興を重視

する傾向が強まっている。しかし、開発途上国は水産振興・漁業開発に必要な資金や技術・経験に不足していて、いまだに十分に開発利用し得ない状況にあることが多い。そこで、世界で最も進んだ水産技術と、豊富な経験を有するわが国に対して、その協力による水産開発を図りたいという数多くの要請が寄せられているわけである。このような要請に応じて、水産関係プロジェクトに対して無償資金協力を行うことは、開発途上国の経済および社会開発に寄与するとともに、漁業面における従来からの友好協調関係の維持・発展にも役立ち、きわめて有意義なことである。

これまでの実績から具体例を列挙すると次のとおりである。

1. 船舶供与（訓練船、漁船、救命艇、船外機）
2. 漁業機材供与（漁網、漁群探知機、発電機、冷蔵・冷凍庫、製氷器）
3. 漁業基地建設（棧橋、防波堤、流通加工センター、市場、倉庫）
4. 研究所等建設（養殖教育研究所、水産研究所、漁業学校）

#### ④ 食糧増産援助

開発途上国の食糧問題の解決には、自助努力による食糧生産の増大が何よりもまず重要である。わが国はこうした自助努力を支援するため、これまで無償援助によって、食糧増産に役立つ各種の農業プロジェクトを実施してきている。さらに昭和52年度からは、新たに食糧増産援助としての予算措置を講じて、肥料、農薬、農機具などの農業物資を供与している。

##### ① 実施の決定

援助対象国としては、食糧増産のための自助努力を行っている開発途上国（過去の例ではLLDC、MSAC諸国が多い）である。その選定にあたっては、相手国の要請に基づいて、その国の穀物の生産状況、食糧の自給率、本援助による農業物資供与の実績、わが国との関係などを考慮しつつ、当該要請国における食糧増産計画を検討し、わが国の援助物資が効果的に使用されると認められる場合に供与される。

なお、援助効果を長期にわたって維持するため、主にわが国の行っている農業技術協力との関連が重視されている。

##### ② 見返り通貨の積立て

食糧増産援助においては、開発途上国の他の経済社会開発計画のローカル分の資金として役立てるため、被援助国の事情に応じて、わが国が供与する物資のFOB価額と等価額または3分の2の額を現地通貨で積立てることを被援助国に対して義務づけている。この見返り資金は、被援助国の農業開発を含む経済社会開発に寄与する事業のローカルコストに使用することにしており、使用対象事業の決定には、事前に相手国政府はわが国政府と協議を行っている。

##### ③ 援助の実施

食糧増産援助の実施は、一般無償資金協力および食糧援助（KR援助）と同様である。

相手国政府は援助受け入れの大前提として、食糧増産計画の具体的内容（特に計画実施との関連で必要とする物資とその量）、援助物資供与対象地域（地域選定の理由および農業技術協力との関連）等のデータを、在外公館を通じ外務省に提出しなければならない。

(5) 無償資金協力の制度

わが国無償資金協力は一般会計予算にその財源を求めており、わが国財政法の定める単年度予算主義の制約を受ける。すなわち無償資金協力の各案件は原則として閣議決定の行われた会計年度内に、交換公文の署名から契約を経て最終的な支払いに至るまでの過程を完了しなければならない。

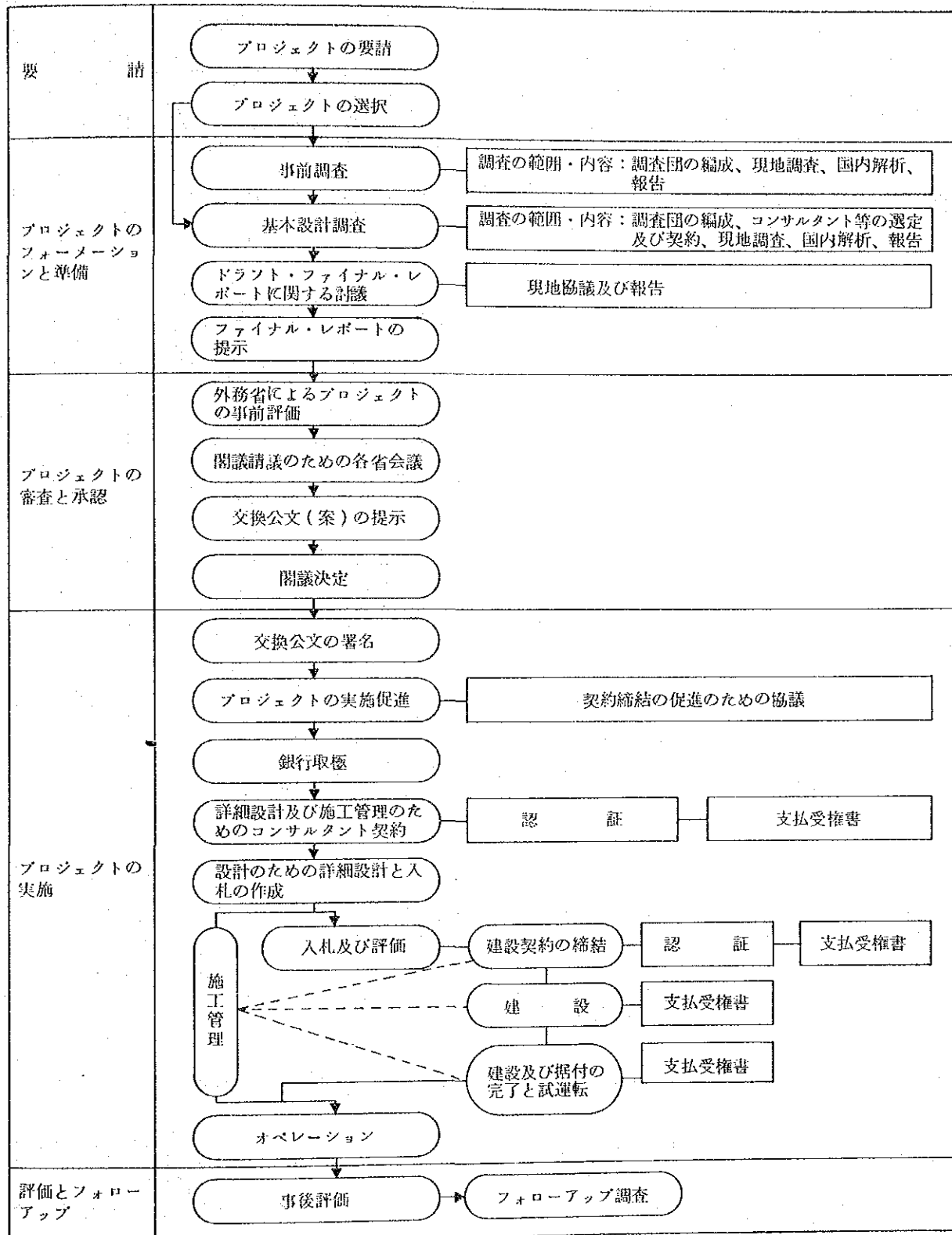
ただし、交換公文署名後に相手国側の事情や気候条件等やむを得ない事情により工期が遅延した等の場合には明許繰越制度により1年間に限って実施期間を延長できることとなっている。

更に最近では、一会計年度内において完了することが困難な大型案件も出てきているが、このような案件については、外務省が予め国庫債務負担行為の手続を行うことにより、3年間程度をかけて実施されることになっている。

## 2 無償資金協力と技術協力との関連

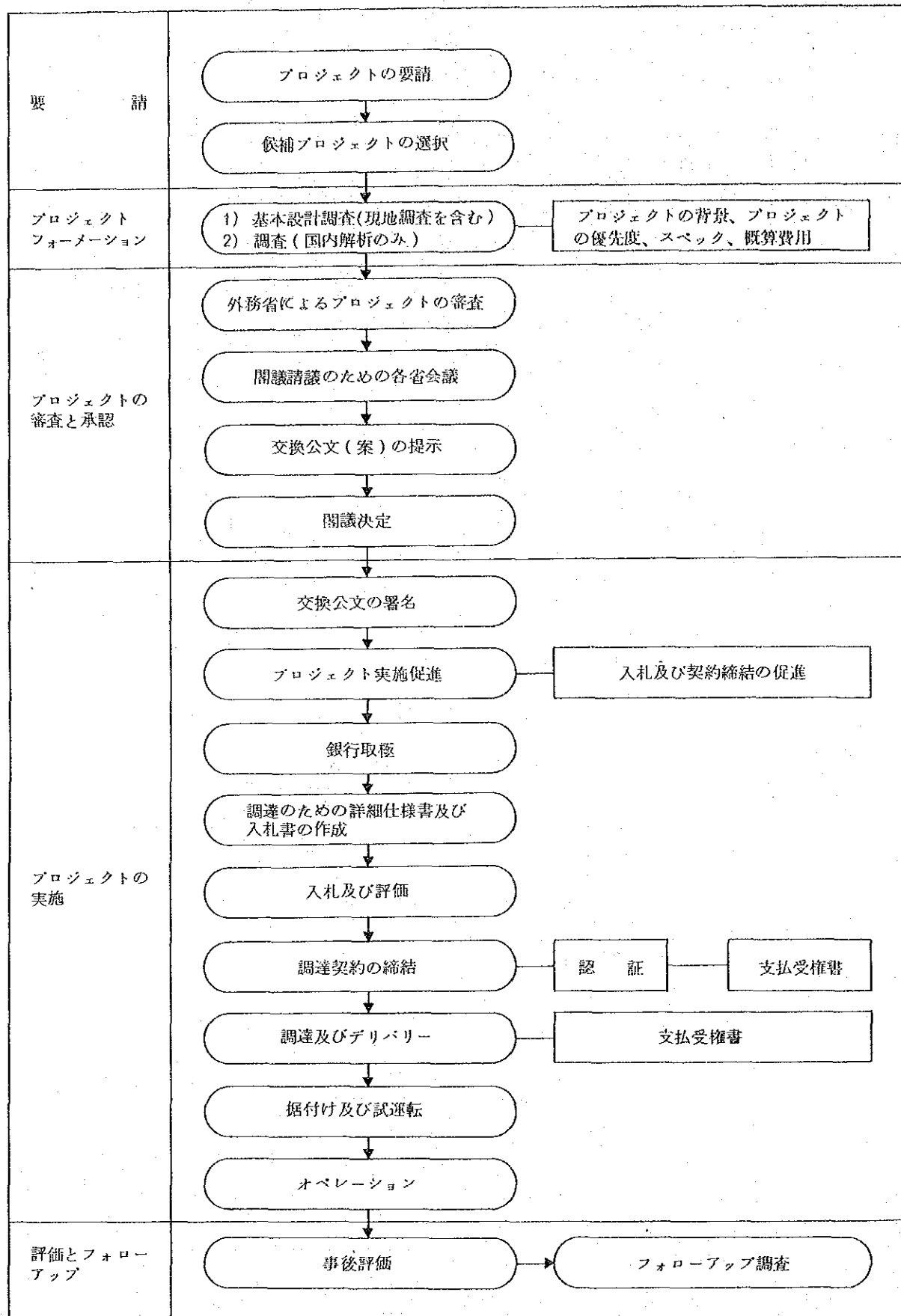
### (1) わが国無償資金協力の流れ

#### ① 施設建設に係る標準的な流れ（船舶建造を含む）





① 物資、資機材及び役務調達に係る標準的な流れ



㊦ 標準的工事実施スケジュール

0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	交換公文の署名											
	銀行取											
	本邦コンサルタントとの契約締結											
	日本政府によるコンサルタント契約の認証											
	支払受権書の発給											
	支払受権書に基づく支払い											
		詳細設計及び 入札図書を作成										
				相手国政府による 承認								
				入札準備								
						入札及び評価						
							本邦業者との建設契約締結					
								日本政府による建設契約の認証				
								支払受権書の発給				
								支払受権書に基づく支払い				
											建設工事	

無償資金協力の実施

- (1) 援助目的、援助内容、供与資金額、供与期限等を取り決めた交換公文 (Exchange of Notes: E/N) が、わが国と相手国政府との間で署名交換される。
- (2) 相手国政府は、E/N に記載された無償援助資金の支払方法を定めるため、日本の公認外国為替銀行と銀行取極 (B/A) を締結する。
- (3) 相手国政府は、E/N に記載されたプロジェクト目的に必要な生産物及び役務を調達するため、本邦企業 (コンサルタント、建設会社、商社等) と契約を締結する。
- (4) 本邦企業が契約が履行した後、相手国政府が本邦企業へ支払うべき債務を日本政府が代わって支払う。

## (2) 基本設計調査の概要

### ① 概 要

無償資金協力案件として実施されるためには相手国政府から要請のあった案件の内容を検討した上で、当該案件が施設建設案件及びこれに準ずるものについては国際協力事業団（JICA）が調査（通称「基本設計調査」という。）を実施し、援助の可否、及び援助内容、規模等のとりまとめをする。外務省は、その結果として大蔵省との協議（いわゆる実行協議）及び閣議を経て最終的に援助を行うことを決定すると相手国政府との間に当該援助に係る基本的事項につき、国際約束（交換公文）を取り交わす。

事業団の実施する基本設計調査は、一方でその国の経済発展に重要な役割りを果たす公共的な開発計画の立案に協力するもので、技術協力の一部である開発調査事業の一環として実施されている。

また、調査は(イ)本格調査実施の可否あるいは調査の実施方針を検討することを目的とした事前調査、(ロ)対象プロジェクトの概略設計ならびに事業費積算を行う本格調査（基本設計調査）及び(ハ)右調査報告書の相手国政府に対する説明・協議及び確認の各段階（ドラフトレポート説明）から成り立っている。（但し案件の熟度により(イ)～(ハ)の全てを行うとは限らない）

### ② 調査団の業務

基本設計調査においては、技術的調査はもちろんのこと、当該案件の運営・管理面、経済面、財政面、実施組織面からも十分その内容を調査する必要がある。

#### ① 事前調査

事前調査においては当該国の社会生活、習慣等を斟酌した上で(イ)先方関係機関の要請案件に関する基本的考え方、優先度の確認、(ロ)我が国の協力範囲、相手側に求める工事負担を含め我が国無償資金協力の内容についての説明、(ハ)本格調査に必要な資料の有無、入手可能性の調査、(ニ)要請案件に係るサイト及びその周辺地域の現地踏査等を行う。

#### ② 本格調査（基本設計調査）

本格調査については通常コンサルタント（JICAと業務実施及び役務提供に関する契約を交したコンサルタント）ベースにより実施され、(イ)当該案件が当該国あるいは当該地域の社会・経済に対して及ぼす効果、(ロ)当該案件の相手国負担分が過重にならないための配慮、(ハ)当該地域の環境、施工法に見合った設計、(ニ)案件の実施段階で運営、維持管理が財政面、技術面からみて容易であるような配慮を行った上、以下のような段取りで調査している。

##### (a) 国内準備作業

要請の際に先方より提出された資料、情報等により援助を要請してきた背景、上位計画との関係位置付け、我が国の技術協力の必要性、他の先進国等による援助との関係を可能な限り事前に調査した上、当該調査の目的、内容、方法、確認を要する事項等をと

りまとめたインセプション・レポートを作成する。

なお、この際、できるだけ要請案件を実施するにあたって考えられる実行計画案を幾つか想定・策定し、先方と協議に入ることとしている。

#### (b) 現地調査作業

インセプション・レポートを相手国政府関係者に説明し、調査の枠組 (Scope of Work) を確定した上必要な資料収集・解析及び現地踏査 (必要に応じ側量作業等を実施する) を行い、当該案件の内容と、それに対する日本側の協力内容、相手国政府の負担内容を明確にした上、右諸事項につき相手国政府との協議を経て合意議事録 (Minutes of Discussions) を作成する。

なお、現地調査の終了時点で比較検討された幾つかの実行計画案のプライオリティ付けを含む現地調査結果をとりまとめたプログレスレポートを作成することが望ましい。プログレスレポートは調査概要報告書として帰国後開催される (通常は10日以内) 報告会等で提出・説明されるものである。

また、現地調査はJICAより派遣される調査団により行かれるもので、先方関係者と協議する場合や合意議事録及びプログレスレポートの作成にあたっては、要請案件の実施につき、日本政府のコミットメントととられないよう注意する必要がある。

この他、調査団の計画管理担当団員 (Coordinator) の役割りは、調査団の出発前に開催されるいわゆる各省会議の了解及び指示内容に基づいて調査団に示される業務範囲 (Terms of Reference) に対する管理義務とそれに伴う相手国政府関係者との調整業務及び我が国の無償資金協力の仕組み等の説明を主に担当するものである。

#### (c) 国内解析作業

現地調査等で収集した資料を分析・検討し、幾種類かの実行計画案について技術面、コスト面、経済・社会的効果、運営管理面あるいは財政面等から比較検討を行った上最適な計画案を作成し、その概略コストの算定及び事業評価を行う。

最後に、これらの作業が終了した段階で定型フォームによる要約報告書を提出し、関係者で協議、検討を行った上ドラフト・ファイナル・レポートを作成し、必要に応じ相手国政府への説明、協議を経てファイナル・レポートを作成する。

### (3) 実施促進調査

#### ① 概要

無償資金協力はここ数年来、量的にも地域的にも拡大してきているが、本協力を一層効率的かつ迅速に実施するため交換公文 (E/E) 締結後の実施促進事業の果す役割りは重要である。この実施促進業務のうち技術協力と密接な関連を有する無償資金協力の契約促進等の業務についてはJICAが実施している。即ち、JICAは技術協力と密接な関連を有する

施設（船舶を含む）の整備（当該施設の維持及び運営に必要な設備及び資材の調査を含む）を目的として行われる無償資金協力に係る契約、例えば相手国政府と本邦企業との間の契約、の締結に際し、調査、斡旋、連絡、その他必要な業務を行うとともに、それらの契約の実施状況に関し必要な調査を行うことになっている。

さらに58年10月よりは原則として2名以上の所員を擁するJICA事務所においてはE/N後の実施促進業務を一元的にJICAが行い、右に必要な被援助国政府との折衝もJICAが行うこととなった。（但し折衝内容が高度な政策的判断若しくは外交的配慮等を要する場合には従来通り本省・在外公館が行う。）

このようなJICAの役割については原則として援助案件の交換公文締結と同時に在外公館より被援助国政府に口上書を発出し、右を周知徹底することとなっている。

開発途上国は、我が国等からの援助により自国の社会経済開発を積極的に進めようとしている。しかしながら、これら諸国の行政能力等の問題もあり、過去の無償資金協力の例をみてもデイスバースが遅れがちなのが現実であり、無償資金協力の効率的かつ効果的实施、円滑な予算の執行（予算単年度主義との関連）の観点から調査、斡旋、連絡等の促進業務を行うことが益々必要となってきた。

このような状況をふまえ、JICAによる契約促進調査と実施状況調査が行われている。

#### ⑩ 調査業務の内容

当該条件に対する無償資金協力の交換公文（E/N）が相手国政府と我が国政府との間で締結された後、相手国政府は供与資金により、プロジェクトの実施に必要な生産物及び役務を購入するため本邦企業と契約を締結することとなる。無償資金の供与期限は予算単年度主義との兼合いから、限られた期間であるため、この契約を迅速に締結せしめ援助を供与期間内に円滑に完了せしめる必要がある。実施促進のための調査とはこの目的のために実施されるものであり、具体的な調査業務は次のとおりである。

##### ① 契約の締結促進のための調査

###### 1) 先方政府に対し無償資金協力の仕組及び実施の手順につき説明

相手国の外務省（又はE/N署名権限官庁）はE/Nの内容につき理解していてもプロジェクトの実施機関には往々にして知らされていない場合もあるので実施機関にE/Nの内容をも必要に応じ説明する。

（説明項目及び要領）

- a) 供与限度額及び供与期限
- b) 使途及び供与条件
- c) 本邦企業との契約（円貨建）及び日本政府による認証
- d) 支払方法と手順
- e) 銀行取極（B/A）及び支払授権者

- (イ) 銀行取極の当事者である本邦公認外国為替銀行（以下「銀行」）は相手国政府が決定することになっているが、銀行のあっせんを相手国政府より求められた場合には1行に独占せしめないよう配慮すること。
- (ロ) 銀行の取扱い手数料は相手国政府と銀行との間で商業ベースで決定されるが（通常支払額の0.1%又は0.05%に加えA/P等の通知料として1件につき3,000円を計上している銀行が多い）この手数料は供与資金の中から支払われることは出来ないため相手国政府の予算措置が必要となるので、この旨、基本設計時又はE/Nの交渉時に予め相手国政府に同政府のとるべき措置と共に説明しておく必要がある。
- f) 相手国のとるべき措置及び負担工事
- 2) E/N締結から援助完了までの実施スケジュールの協議  
事前に暫定スケジュールを作成し先方と協議する。
- 3) 設計施工のためのコンサルタントの選定
- a) 設計施工管理のためのコンサルタントの選定  
設計施工管理のためのコンサルタントの決定権は相手国政府は委ねられているが（但しE/Nに明記されている通り本邦コンサルタントに限る）、現行の無償資金協力のシステムでは無償資金の供与期限が通常単年度と非常に限られているため相手国政府が適当なコンサルタントを相手国の国内法により選定する時間的余裕がないこと、又相手国政府が基本設計に参加したコンサルタント以外のコンサルタントを選定した場合基本設計の変更ひいては建設コスト等の変更が生じる可能性があり、更に詳細設計に余分の時間、コスト等が生じる等の理由から、相手国政府に右の事情を説明し基本設計に参加した同一のコンサルタントを設計施工のためのコンサルタントとして採用せしめるものとする。
- b) コンサルタントの推せん状の発出  
相手国政府よりその国の国内手続上コンサルタントの推せん状の発出を日本大使館又は国際協力事業団宛求められた際には、右推せん状を発出するものとする。
- 4) 入札業務に関する件  
特別な理由がある場合を除き生産物及び役務の調達業者は入札により被援助国政府の責任に於いて決定されることを説明する（実際の入札業務はコンサルタントが被援助国政府の意を受けて代行する。）
- 5) 問題点の解決  
実施促進上問題が生じた場合にその問題の解決につき先方と協議し助言を行う。
- ② 契約の実施状況調査  
契約が締結された後、実施されるもので調査内容の概要は次のとおり。

- 1) 契約の履行状況、進捗状況のチェック
- 2) 工期の遅延の有無の確認
- 3) 先方負担工事の進捗状況のチェック
- 4) 問題が生じた場合にその問題の解決につき先方と協議し助言を行う。

#### (4) フォローアップ調査

##### ① 調査の目的

過去に無償資金協力により供与された施設・機材等の一部は、供与後種々の問題点が指摘され、必ずしも供与目的通りに活用され、正規に作動しているとはいえないものもある。

このため調査団を援助受入国に派遣し、供与後の施設・機材等の使用状況を把握すると共に、必要に応じ調査により判明した問題点の解決について、日本側が行い得る対策に資することを目的とするフォローアップ調査が昭和57年度より実施されている。

##### ② 調査結果とその対策

- ① 我が国無償援助の枠内での対処の可能性を検討する。
- ② 関係各課との協議の上研修員の受入、専門家の派遣、海外青年協力隊員の派遣等を行う。
- ③ 今後の無償資金協力の実施に本調査結果を有効に生かす。

参考資料 1

無償資金協力予算の推移

(単位：億円)

注：up率は対前年比(%)である。( )内はJICA担当件数である。

年度 項目	53			54			55			56			57			58			59					
	予算額	JICA 担当分	UP 率	予算額	JICA 担当分	UP 率	予算額	JICA 担当分	UP 率	予算額	JICA 担当分	UP 率	予算額	JICA 担当分	UP 率	予算額	JICA 担当分	UP 率	予算額	JICA 担当分	UP 率			
(甲) 経済協力費																								
(甲) 経済開発等																								
援助費																								
一般無償	427	158 (21)		569	33850 (33)		625	43125 (61)	108	610.7 (73)	140.8	779	6952 (70)	1154	6952 (70)	1138	862	75928 (81)	1107	75928 (81)	1092	939	108.7	
水産無償	50	50 (10)		60	60 (12)		66	66 (14)	107.6	71 (15)	107.6	75	75	105.6	75	105.6	79	79	105.3	79	105.3	83	105.1	
災害無償	10	-		15	-		50	-	14.6	-	-	53	53	72.6	-	-	33	33	62.3	-	-	25	75.8	
文化無償	3	-		6	-		9	-	12.22	-	-	13	13	118.2	-	-	16	16	123.1	-	-	18	112.5	
計	490	208 (31)		650	39850 (45)		750	49725 (75)	110.7	681.70 (88)	156.3	920	77020 (81)	1108	77020 (81)	113	990	83828 (96)	107.6	83828 (96)	108.8	1065	107.7	
予算額に占める JICA分の比率 (%)	-	42.5		-	61.3		-	66.3	-	82.1	-	-	83.7	-	-	-	-	84.7	-	-	-	-	-	
(乙) 食糧増産等 援助費他	21663	-		29826	-		36667	-	45372	123.7	-	49657	109.4	49657	109.4	-	53555	107.9	53555	107.9	-	530	9.9	
合 計	70663	-		94826	-		111667	-	128372	115	-	14165	110.3	14165	110.3	-	15255	107.7	15255	107.7	-	1595	104.6	



参考資料2

JICA担当分無償資金協力年度別・地域別・分野別集計表

(単位：億円)

年度 区分	5 3			5 4			5 5			5 6			5 7			5 8		
	件数	供与額	構成比 %	件数	供与額	構成比 %	件数	供与額	構成比 %	件数	供与額	構成比 %	件数	供与額	構成比 %	件数	供与額	構成比 %
了	14	101.5	48.9	19	219.5	55.1	28	239.25	48.1	35	386.6	56.7	37	491.74	63.9	49	533.22	63.6
中	1	8	3.8	5	32	8.0	3	29	5.8	7	44.5	6.5	7	59.33	7.7	7	74.13	8.8
地	8	58.5	28.1	14	96	24.1	30	145.5	29.3	51	166.5	24.4	24	130.37	17	29	172.91	20.6
域	5	2.6	1.25	5	41	10.3	7	58	11.7	7	57.3	8.4	7	69.56	9	5	35.42	4.2
別	3	14	6.7	2	10	2.5	7	25.5	5.1	8	26.8	4	6	19.2	2.4	6	22.6	2.8
才	12	68.5	32.9	17	130	32.6	25	154.89	31.1	22	102.7	15.1	20	162.3	21.1	33	230.38	27.5
農	6	48.5	23.3	13	89.5	22.5	15	117.3	23.6	25	253.3	37.2	24	276.35	35.9	23	273.52	32.6
林	5	4.6	2.21	6	100	25.1	6	23	4.6	12	132.4	19.4	13	148.95	19.3	15	170.63	20.4
水	3	14.5	7	6	49	12.3	13	113.06	22.7	15	116.5	17.1	16	121	15.7	14	99.05	11.8
産	5	30.5	14.7	3	30	7.5	16	89	17.9	14	76.8	11.2	8	61.6	8	11	64.7	7.7
健	31	208	100	45	398.5	100	75	497.25	100	88	681.7	100	81	770.2	100	96	838.28	100
保	2 3			3 1			4 9			5 2			4 5			4 9		
研	2 3			3 1			4 9			5 2			4 5			4 9		
究	2 3			3 1			4 9			5 2			4 5			4 9		
別	2 3			3 1			4 9			5 2			4 5			4 9		
民	2 3			3 1			4 9			5 2			4 5			4 9		
生	2 3			3 1			4 9			5 2			4 5			4 9		
環	2 3			3 1			4 9			5 2			4 5			4 9		
境	2 3			3 1			4 9			5 2			4 5			4 9		
保	2 3			3 1			4 9			5 2			4 5			4 9		
全	2 3			3 1			4 9			5 2			4 5			4 9		
交	2 3			3 1			4 9			5 2			4 5			4 9		
通	2 3			3 1			4 9			5 2			4 5			4 9		
運	2 3			3 1			4 9			5 2			4 5			4 9		
輸	2 3			3 1			4 9			5 2			4 5			4 9		
總	2 3			3 1			4 9			5 2			4 5			4 9		
計	2 3			3 1			4 9			5 2			4 5			4 9		
供	2 3			3 1			4 9			5 2			4 5			4 9		
与	2 3			3 1			4 9			5 2			4 5			4 9		
國	2 3			3 1			4 9			5 2			4 5			4 9		
数	2 3			3 1			4 9			5 2			4 5			4 9		

年度別無償資金協力対象国上位10ヶ国（JICA担当分）

昭和55年度			昭和56年度			昭和57年度			昭和58年度		
順位	国名	金額 (億円)	件数	順位	国名	金額 (億円)	件数	順位	国名	金額 (億円)	件数
1	タイ	4.8	4	1	タイ	7.2.4	5	1	タイ	8.7.2.5	1.2
2	ビルマ	4.0.0.8	5	2	パキスタン	5.2	6	2	中国	7.2	1
3	バンラヂシユ	3.2.5	3	3	バンラヂシユ	4.6.5	5	3	ビルマ	6.2.6.4	5
4	フィリピン	2.7.8.7	3	4	インドネシア	4.3.4	4	4	フィリピン	5.9.5	5
5	スリランカ	2.6	3	5	フィリピン	3.9.5	4	5	インドネシア	5.7.0.6	4
6	インドネシア	2.0	3	6	ネパール	3.5	3	6	パキスタン	5.5.4	4
6	エジプト	2.0	1	7	スリランカ	3.2	1	7	スリランカ	4.4.9.9	5
8	パキスタン	1.8	3	8	ビルマ	2.7.1	2	8	スーダン	5.9.6	4
8	タンザニア	1.8	1	9	エジプト	2.5	2	9	バンラヂシユ	3.8.1.7	7
10	ルワンダ	1.3.5	1	10	中国	2.3.2	1	10	エジプト	2.8.5.5	2

参考資料 4

食糧増産援助（第2K.R.）の年度別地域配分（昭和55年度～昭和58年度）

（単位：百万円）

年 度	地 域		ア ジ ア	太 平 洋	ア フ リ カ	中 近 東	中 南 米	計
	金 額 (%)	国 数						
昭和55年度	19,600 ( 81.7)	9	—	—	2,250 ( 9.4)	800 ( 3.3)	1,350 ( 5.6)	24,000 ( 100)
昭和56年度	19,700 ( 75.8)	8	200 ( 0.8)	—	3,200 ( 12.3)	1,800 ( 6.9)	1,100 ( 4.2)	26,000 ( 100)
昭和57年度	21,400 ( 73.3)	8	—	—	3,700 ( 12.7)	2,500 ( 8.6)	1,600 ( 5.4)	29,200 ( 100)
昭和58年度	22,550 ( 69.4)	10	200 ( 0.6)	—	5,050 ( 15.5)	2,700 ( 8.3)	2,000 ( 6.2)	32,500 ( 100)
				1	16	3	5	35

参考資料 5

形態別実績（一般無償及び水産無償）

（単位：億円、％）

会計年度 区分 形態	5 4 年 度			5 5 年 度			5 6 年 度			5 7 年 度		
	一般	水産	計	一般	水産	計	一般	水産	計	一般	水産	計
施設建設	264.5 ( 52.6)	19.0 ( 31.7)	283.5 ( 50.4)	283.7 ( 45.4)	26.5 ( 40.2)	310.2 ( 44.9)	433.9 ( 60.5)	64.5 ( 90.8)	498.4 ( 63.3)	513.5 ( 63.0)	70.0 ( 93.3)	583.5 ( 65.5)
機材供与	175.5 ( 34.9)	41.0 ( 68.3)	216.5 ( 38.4)	272.6 ( 43.7)	39.5 ( 59.8)	312.1 ( 45.2)	251.5 ( 35.1)	6.5 ( 9.2)	258.0 ( 32.7)	234.7 ( 28.8)	5.0 ( 6.7)	239.7 ( 26.9)
債務返済	63.0 ( 12.5)	-	63.0 ( 11.2)	68.0 ( 10.9)	-	68.0 ( 9.9)	314.3916 ( 4.4)	-	314.3916 ( 4.0)	67.35407 ( 8.2)	-	67.35407 ( 7.6)
計	503.0 ( 100 )	60.0 ( 100 )	563.0 ( 100 )	624.2 ( 100 )	66.0 ( 100 )	690.2 ( 100 )	716.45916 ( 100 )	71.0 ( 100 )	787.85916 ( 100 )	815.5407 ( 100 )	- ( 100 )	890.55407 ( 100 )

（注）一 一案件中に施設建設及び機材供与の両形態がある場合は、施設建設案件を含む。  
二 施設建設のための実施設計のみの案件は、施設建設案件を含む。

所得水準別実績（一般無償の金額による比較）

（単位：％）

所得水準	年 度						
	5 3	5 4	5 5	5 6	5 7	5 8	5 9
L L D C	2 7. 2	2 9. 9	2 7. 3	3 0. 4	2 5. 9		
L L D C + M S A C	7 1. 4	7 0. 8	6 7. 0	6 3. 2	6 3. 0		
そ の 他	2 8. 6	2 9. 2	3 3. 0	3 6. 8	3 7. 0		



附	1. Project Concept の事例	267
	(マレーシアFIDAセンター)	
	2. Project Guide-line の事例	287
	3. ミニッツの事例	303
	4. Record of Discussions ( R/D ) の事例	315
	一日・シ技術学院	
	5. Tentative Schedule of Implementation ( T S I ) の事例	332
	一日・シ技術学院	
	6. 昭和59年度集団研修コース及びセミナー一覧	339



## 1. Project Conceptの事例（マレーシアFIDAセンター）

### (i) マレーシアの開発計画の現状

第2次マレーシア5ヶ年計画（1971 - 75）においては、製造業部門の開発に重点がおかれており、製造業部門はマレーシア経済の成長のリーディングセクターと見られこのことにより、New Economic Policyの目的の実現に戦略的な役割を任ずものと思われる。

第3次マレーシア5ヶ年計画（1976 - 1980）においても、工業化における重点政策は貧困の撲滅と、社会の再構成を主たるねらいとするNew Economic Policyに見合うよう製造業部門に引き続きおかれるものと思われる。民間部門は製造部門の発展に重要かつ必須の役割を任すが、公共部門は様々な実施団体を通じて実際的に関連を持っている。従って第3次マレーシア計画における公共部門の活動計画は、人材の養成、調査、研究等を振興させるような活動を含む。

予定されるFIDAセンター（電気メッキ、プレス溶接センター）は、現在の技術水準を改善するための訓練施設の提供、近代技術の展示、電気メッキに関連する事項についての技術、経営指導を行うことによって既存の電気メッキ産業および関連産業の開発に重要な役割を任ずものと思われる。従って本件プロジェクトは電気メッキされた部品の生産企業の新設および現在施設の拡大に良好な条件を創ることによって製造業部門の成長をうながそうという、政府の目標を達成することに貢献するものと思われる。更に本件センターは、電気メッキ産業と関連産業が欠けているマレーシアの経済の再構築にも貢献するものと思われる。

### (1) 概況

75年のマレーシア経済は、先進工業国の不況が長引いたため、主要輸出品であるゴム、木材、錫等の大幅な減産を招くこととなり、第1四半期には鉱工業生産は73年の水準にまで下落した。しかし、その後はパームオイルと石油の好調な生産に支えられて景気は上向きに転じ、年間では実質2.5%の成長を遂げた。

76年は主要一次産品の市況回復と輸出が上昇傾向をみせているため、マレーシア経済の見通しは明るいものとなっている。政府の見通しによると76年の経済成長率は実質で7.8%である。

同国の貿易については75年の輸出は、前半の一次産品の大幅な落ち込みが響き、前年比9.3%の減となった。この輸出の不振は、国内の経済活動に大きな打撃を与え、民間投資を減退（前年比5.6%減）させる要因ともなった。

他方輸入も国内生産活動の不振を反映して前年比14%の減少となった。その結果、貿易バランスは250百万ドルの黒字を計上したが、貿易外収支が悪化したため、75年末の外貨準備は、1,524百万ドルとなり、74年末に比し94百万ドルのマイナスとなった。

マレーシアは、肥沃な土地と豊富な天然資源に恵まれ、ゴム、錫、木材、パーム油、石油等一次産品の生産と輸出によって経済開発が進められてきた。政府は独立以来工業化の



足進に努力を払っているが、国内総生産に占める製造業の割合は、75年で16%程度にすぎず、依然として第一次産業の比率は高い。とくにゴム、錫、パーム油、原油、木材の5品目で総輸出額の74%を占め、マレーシア経済の命運を左右する存在となっている。このような特定の一次産品に依存する輸出指向型経済は、交易条件の悪化が国民経済に重大なる影響を及ぼすという構造的弱点を内蔵している。

このような経済構造からの脱却を図るため、第1次マレーシア計画（66～70年）および第2次マレーシア計画（71～75年）を実施し、農業の多様化、工業開発等に力を入れ、着実に成長を遂げてきた。例えば第2次計画の実質GDP年平均成長率目標は6.8%であったところ、実績は7.4%と目標を上回る成長率が達成された。

さらに政府は、これまでの成果を踏まえ76年から始まる第3次マレーシア計画（76～80年）を策定した。

第3次マレーシア計画は71～90年の新経済政策実施の第2段階に当たるもので、その主なねらいは、①貧困の根絶、②社会構造の再編成、③国内治安の維持、という3つの柱からなっている。とくに民生安定と人種を問わず、すべての低所得層の生活水準の引上げが強調されている。同期間中の実質GDP年平均成長率としては8.5%を見込んでおり、また総投資額の目標は名目442億Mドル（実質229億Mドル）で第2次計画と比べると倍増している。公共部門の政府開発予算規模は総額186億Mドル部門別配分は農業開発、社会開発、国防治安関係部門に重点をおいている。これに見合う資金調達は、総額の91%に相当する169億Mドルは内外からの借入で賄われ、そのうち34%に当たる58億Mドルを外国借款に期待している。

第1表 マレーシアの主要経済指標

事 項	73 年	74 年	75 年
人 口 (千 人)	11, 310	11, 650	11, 900
国民総生産 (百万ドル)	7, 139	8, 821	9, 054
同上1人当り (ド ル)	631	757	761
輸 出 (百万ドル)	2, 959	4, 233	3, 838
輸 入 (百万ドル)	2, 484	4, 177	3, 588
外貨準備高 (百万ドル)	1, 342	1, 618	1, 524

(ii) わが国の経済協力

(1) 資金協力

1) 無償協力

わが国は第二次大戦中のいわゆる血債問題を解決し、両国間の経済協力を促進するため、67年9月、25百万マレーシアドル（約8.2百万ドル）に相当するわが国の生産物および役務を無償で供与することを約束した。対象は、外航用新造貨物船2隻で、すでに引渡し済みである。

2) 円借款

わが国は、マレーシアに対し66年11月以降3次にわたり、総額900億円の円借款を供与している（第2表）。対マレーシア円借款は、いわゆる枠供与方式が採用されており、第2次および第2次借款の対象プロジェクトおよび供与状況は、第3表および第4表のとおりである。

第2表 対マレーシア円借款（76年11月末現在）

供与取極 年 月	借 款 名	供 与 額 (億円)	融資機関	供 与 条 件		対 象	貸 出 状 況
				金 利 (年%)	返 済 期 間 (うち据置)		
66. 11	第1次	180.0	輸・市銀 基 金	5.75	15 (5) 18 (5)	第1次5カ年計画 20プロジェクト	完 了
		(120.0)		4.5			
72. 3	第2次	360.0	輸・市銀 基 金	5.5	18 (5)	第2次5カ年計画 6プロジェクト	供与中
		(180.0)		3.25			
74. 8	第3次	360.0	輸・市銀 基 金	5.0	20 (7)	第2次5カ年計画	供与中
		(180.0)		3.25			

第3表 対マレーシア第2次円借款（対象プロジェクト）（76年11月末現在）

プロジェクト名	融資承諾額 (百万円)	供与状況
(輸銀案件)		
1. ラジオ放送中継局拡充計画	174	完了
2. 電気通信網拡充計画	614	"
3. テレビジョン設備および放送施設拡充計画	445	"
4. ジョホール・バール火力発電所拡張計画	990	"
5. パームオイルタンカー	6,270	"
6. 造船所建設および修理計画（ジョホール・バール）	9,507	供与中
(基金案件)		
1. テメロー橋架設計画	319	完了
2. ジョホール港建設計画	290	"
3. テメンゴール水力発電計画（Ⅰ）	13,300	供与中
4. テメンゴール水力発電計画（Ⅱ）	4,091	"

(注) プロジェクト名は最終的に確定したものである。

第4表 対マレーシア第3次円借款（対象プロジェクト）（76年11月末現在）

プロジェクト名	融資承諾額 (百万円)	供与状況
(輸銀案件)		
1. マラヤ鉄道信号通信設備拡充計画	-	-
2. 鉄道車両計画（クアラルンプール・ベナン間）	-	-
3. 東西マレーシア間通商用船舶（4隻）	4,200	完了
4. 電気通信網拡充計画	-	-
5. ラジオ放送中継局拡充計画	-	-
6. テレビジョン設備および放送施設拡充計画	-	-
7. 原材伐採および製材計画	-	-
8. 造船所建設および修理計画（ジョホール・バール）	4,820	供与中
9. マラヤワタ拡充計画	-	-
（追加1）プライ火力発電計画	8,422	未供与
（追加2）バシールグダン火力発電計画	-	-
(基金案件)		
1. こしょう販売機構計画	-	-
2. 小規模農園のゴム加工計画	-	-
3. テメンゴール水力発電計画	4,702	供与中
（追加1）クラン港コンテナクレーン計画	1,109	未供与
（追加2）サンダカン空港改修計画	-	-
（追加3）クロッカー山脈横断道路計画	-	-
（追加4）サバク・ベルナム橋計画	-	-
（追加5）クアラ・トレンガス水道計画	-	-
（追加6）コタ・キナバル空港ターミナル建設計画	-	-
（追加7）クアラルンプール空港改修計画	-	-

(注) 対象プロジェクト確定のため検討中である。

### 3) 延払い輸出信用

75年度におけるわが国の延払い輸出（承認ベース）は、電気機器 2.4 百万ドル、通信機器 8.3 百万ドル、産業機械 3.1 百万ドル、合計 13.8 百万ドルであり、船舶輸出のあった74年度（154.7 百万ドル）に比し、大幅減少となっている。

なお、76年3月末現在の累計額は 342.1 百万ドルである。

### 4) 海外投資

マレーシアは、輸入代替産業の育成を主目標に創始産業法を制定（58年）し、その後政策を輸出指向型産業の育成に転じ、同法を整備拡充した投資奨励法を制定（68年）外資導入体制の整備に努めている。

わが国の投資は、近年顕著な伸びを示していたが、74年度以降はわが国経済の不振等のため減少傾向にあり、証券取得（許可ベース）では、73年度の84件に対し、74年度は43件、75年度では20件と減少を示している。76年3月末現在の投資実績は、第5表のとおりである。

第5表 対マレーシア投資実績（許可ベース）

（単位：千ドル）

	75年度実績		76年3月末累計	
	件数	金額	件数	金額
証券	26	21,984	276	151,763
債権	19	29,388	114	145,156
不動産	—	—	10	2,196
合計	45	51,372	400	299,115

（資料） 日本銀行

（注） 1. 不動産は、海外直接事業を含む。

2. 本表は、支店を除く。

## (2) 技術協力

### 1) 研修生の受入れ・専門家の派遣

事業機関別の研修生受入れ、専門家派遣の75年度実績および75年度末累計は第6表のとおりである。

第 6 表 対マレーシア研修生受入れ・専門家派遣実績

	事業機関	75年度	75年度	分野
		実績	末計	
研修生受入れ	J I C A	74	893	農業, 行政, 運輸, 郵政 船舶, 自動車, 食品, 農業機械 自動車整備, 産業機械, 熔接, 鋳造 造船, 電気 出版
	A O T S	186	857	
	O I S C A	40	262	
	I L O	7	17	
	A C C U	1	8	
専門家派遣	J I C A	26	315	河川運河建設, 海運, 電気通信 農業, 重工業
	協力隊	19	290	
	日商・世界 経済協議会	2	2	

(注) J I C A の専門家派遣には, 調査団も含む。

2) 海外技術協力センター

船舶機関士養成センターは, 73年12月までの予定で協力中のセンターであり, 船舶の機関士を養成するもので, 専門家派遣, 機材供与, カウンターパートの受入れ等により協力を行っている。

また, M A R A クアラルンプール職業訓練校は, 電気, 電子分野における職業訓練を行うもので, 75年6月に現地への引継ぎを完了した。

3) 開発プロジェクトに関する協力

農業協力については, ブルボン・リマの農業機械化訓練センターにおける機械訓練計画水管理訓練センター予備調査およびマレーシア農業機械化に協力を行った。

4) 研究協力

工業技術院の計量研究所により74年度から77年度までの予定で「工業標準の供給システム」の研究協力を実施している。

第 7 表 対マレーシア主要国の援助状況 (75年)

項目 供与国	政府開発援助 (百万ドル)				研修生 受入れ (人)	専門家 派遣 (人)
	贈与	技術協力	借 款	計		
日 本	3.26	3.26	60.01	63.27	480	184
オーストラリア	6.10	2.23	-	6.10	465	134
ア メ リ カ	2.00	2.00	-	2.00	...	...
西 ド イ ツ	3.99	3.99	△ 0.31	3.68	168	104
ベ ル ギ ー	1.99	0.56	-	1.99	...	...

(資料) D A C

参考 第2次マレーシア5ケ年計画概要

マレーシア

開発計画

既往の開発計画	現行計画期以前において、西マレーシアでは第1次5カ年計画（1956～60年）、第2次5カ年計画（61～65年）がかなりの成果を挙げている。サバ（第2次6カ年計画65～70年）、サラワク（第2次5カ年計画64～68年）で進められていた開発計画は第1次5カ年計画に組み込まれている。
---------	---

現行開発計画 第2次マレーシア5カ年計画（1971～75年）の概要

目標及び重点政策	(1) GNPの年平均成長率を6.8%とする。 (2) 1人当たりの所得の平均成長率を3.7%とする。 (3) 所得水準引上げと雇用機会拡大による貧困克服。 (4) マレーシア社会の再構成と経済的不均衡の是正。
----------	--

	区 分	単 位	基準年次 実績 (1970年)	計 画 最終年次	区 分	単 位	基準年次 実績 (1970年)	計 画 最終年次	
達成 目標	GNP	百万マレイ シアドル①	11,537	16,031	主要 産品	百万マレイ シアドル②	...	...	
	同1人当り	マレイ シアドル	1,080	1,300	国内 消費支		9,496	13,087	
	農林水産	百万マレイ シアドル①	2,877	4,301	輸 出		5,636	7,055	
	鉱工業	"	2,042	2,941	輸 入		5,239	6,713	
	区 分	単 位	政 府	民 間	計	区 分	政 府	民 間	計
投資 計画	農林水産	百万マレイ シアドル	1,921	...	...	水資源	184	...	...
	商業、 工業、 観光	"	584	...	...	運輸通信	1,588	...	...
	電 力	"	563	...	...	その他	2,379	...	...
						総 額	7,219	...	...
	区 分	単 位	政 府	民 間	計				
資金 調達	国内資金	百万マレイ シアドル	...	...	...				...
	国外資金	"	...	...	...				...
	計	"	...	...	...				...

資料：Second Malaysia Plan 1971 - 1975

① 1965年不変価格、② 1970年時価

投資環境

法 制	投資奨励法（1968年3月）（71年改正）	
優 遇 措 置	(1)バイオニア企業に対するもの—生産開始後2～5年間の法人所得税免除と最高3年の免税期間の延長、電子工業は条件により最長10年の免税を認められる。配当税は免除所得から生じた配当の場合、免税期間中は完全免税、免税期間中の賃金税無税、損失繰越。労働力使 産業にもバイオニア産業と同様の免税措置あり。 (2)非バイオニア企業に対するもの—政府が認めたプロジェクトに対する 定資本投下はその投資額の25%以上の租税控除が受けられる。輸出奨励の為の優遇—加速減価償却、輸出控除、バイオニア産業以外の輸出産業に対する賃金税の返却、一定の支出金及び経費につき輸出促進控除（広告費、見本費、入札費技術提供費等）。	
規 制 措 置	(1)業種制限—電力、鉄道、郵便、水道、電気通信、放送等は政府事業。(2)出資制限—法令上の制限はなく100%外資会社設立も可能だが、政府は現地資本との合弁を奨励している（Pioneer 企業の条件として最低49%の現地資本参加を要請される場合が多い）。錫・鉄鉱石等資源の開発事業は外資の比率49%以下に制限。(3)送金制限—特になし。(4)雇用制限—特にないが、政府にマレー人の採用を奨励している外国人雇用の場合は給与が適当か否かをチェックする。(5)国有化規定—なし。	
対 外 関 係	国際機関等加盟	国連、GATT、IMF、世銀、アジア開銀、ASEAN、国際スズ協定、世銀投資紛争条約。
	日 本	通商条約（1960年）、通商協定（60年）、租税条約（63年）、円借款協定（67年）、円借款協定（72年）。

諸外国の経済協力（ネット・ディスパースメント）

単位：百万米ドル

区 分		年	1970	1971	1972	1973
2 国 間	贈 与		13.50	17.71	15.78	19.99
	うち 最大供与国		(英 3.58)	(英 4.84)	(豪 3.41)	(英 4.85)
政府開発援助 (ODA)	借 款		9.38	18.33	27.94	19.04
	うち 最大供与国		(英 7.91)	(日 8.26)	(日 11.85)	(日 14.11)
総計（国際機関 2国間政府・民間）			61.83	78.94	173.55	173.99

日本の経済協力・貿易

単位：百万米ドル

区 分		年	1970	1971	1972	1973	1974
経 済 協 力	2 国 間 ODA (ネット) 其他政府・民間 (ネット)	贈 与	0.83	4.08	1.14	1.34	2.86
		借 款	1.39	8.26	11.85	14.11	33.40
		計	2.22	12.34	12.99	15.45	36.26
	総 計 (ネット)	18.81	5.95	55.07	127.44	72.07	
総 計 (ネット)			21.03	18.29	68.05	142.89	108.33
技 術 協 力	技術協力費 (百万円)		358.17	202.40	247.15	349	...
	研修員の受入 (人)		71	50	72	61	...
	専門技術者の派遣 (人)		1	9	9	10	...
貿 易	日 本 からの 輸 出		166.46	204.02	263.93	447.87	707.99
	日 本 への 輸 入		418.90	372.57	395.50	776.25	978.98
貿 易	1972 主要品目	輸 出	機械 355.04	金属品 191.91	輸 入	木材 532.91	す ず の 地 金 149.12

# Federal Industrial Development Authority (FIDA) の概要

## 1 目 的

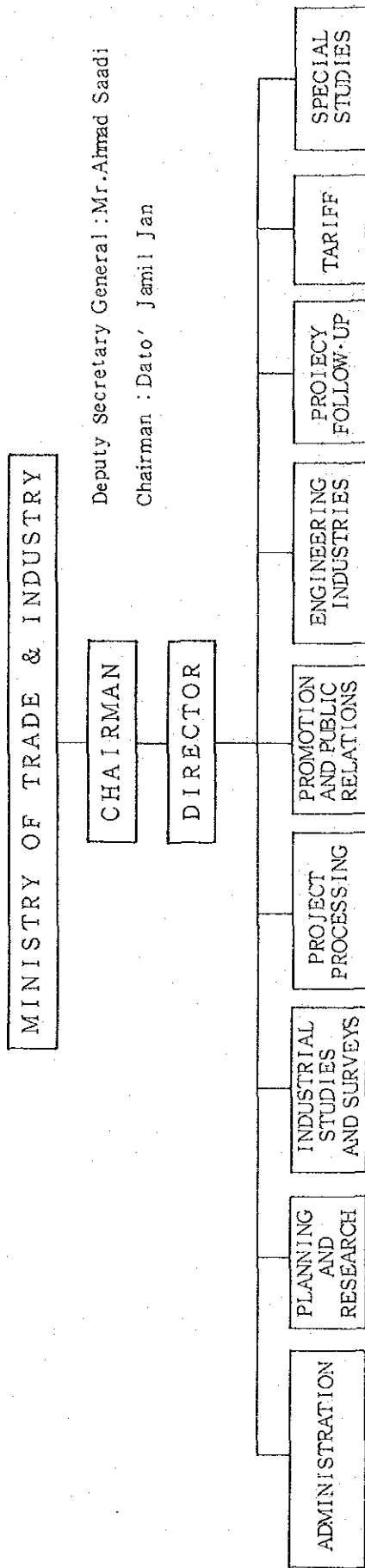
- 1) 設立年月日： 1967年4月 (Act of Parliament No 13 1965 に基づく)
- 2) 目的及機能： F I D A は、マレーシアにおける工業開発の振興と調整を計るとともに、工業開発に関連する政策の策定に関して通商産業大臣に助言する機能を有し、更に次の機能を任す。
  - i) 工業プロジェクトの経済的フィージビリティ調査の実施
  - ii) 工業振興にかかる実施業務
  - iii) 工業開発に関連する諸機関の間の調整および情報の交換を計ること。
  - iv) 工業立地に関する政策の勧告および工業用地の開発
  - v) 創始産業特権 (pioneer status) の申請に関する審査
  - vi) マレーシアにおける工業化の進捗状況および問題点につき通産大臣に年次報告するとともにとり扱い方法につき勧告する。
  - vii) 関税等の義務および輸出入のライセンスの賦課変更および免除を含む工業の保護および振興の方法に関し、独自にもしくは、通産大臣又は大蔵大臣の指示によって連邦政府に助言する。

## 2 活 動

- 1) 調査：
  - Identification of new variable industries
  - Project studies (market information, capital investment required, 等)
  - Investigation (rubber, palm oil, timber and coconuts)
  - Preparation of feasibility studies (ground nut oil, hardboard, particle board, mosaic parquet, rubber gloves, (tapioca pellets, etc)
  - other studies
- 2) 製造業新設要請の認可  
F I D A 総域のもとに Action Committee on Incentives が毎週1回 manufacturing venture の要請で検討する。要請は F I D A によって受けつけられ、この Committee の勧告により通産大臣により認可される。
- 3) 保護関税  
F I D A は Special Advisory Committee on Tariff を毎週開催し大蔵大臣に勧告する。
- 4) 鉄鋼および自動車工業  
鉄鋼と自動車産業の健全な発展のため定期的に Iron and Steel Committee and Motor Vehicle Assembly で開催する。
- 5) Follow - up  
F I D A は実施中のプロジェクトに関連している政府機関を連絡しながら follow up を行う。
- 6) 技術指導  
F I D A は、プラントや機械の選択に関し又、ローカルと外国の投資家と間の技術契約に関し助言を行う。
- 7) 工業の振興活動  
外国投資を招くため先進国で広報活動を行う。Investment promotion mission の派遣。海外事務所 (ジュセルドルフ, ニューヨーク, サンフランシスコ, 東京)



3 組織と主要スタッフ



Head: Mr. Leong Meav Toi

Head: Mr. M. T. Spuing

4 予算

	1973	1974
	\$	\$
<b>収 入 (INCOME)</b>		
Government Contribution	4,114,006.00	5,463,000.00
Sale of Publications	1,668.00	3,480.00
Bank Interest on Current Account	7,225.16	20,380.59
Miscellaneous Receipts	45.00	10.00
Gain in Exchange	7,062.24	—
	<u>4,130,006.40</u>	<u>5,486,870.59</u>
<b>支 出 (LESS EXPENDITURE)</b>		
Personal Emoluments	2,397,091.48	3,174,554.13
Travel and Transportation of Persons	280,411.57	345,292.79
Transportation of Things	25,729.38	48,397.35
Communications	154,165.64	182,850.40
Utilities	17,844.95	19,576.01
Rent	423,410.90	686,148.70
Printing	112,370.15	149,705.28
Supplies and Materials	69,613.98	89,415.11
Miscellaneous Services	203,806.27	249,719.84
Contributions to South East Asian Iron & Steel Institute	1,722.81	2,431.86
Miscellaneous expenses	3,337.35	18,745.19
Depreciation	147,223.11	96,318.54
Loss in Exchange	—	3,231.68
	<u>3,840,727.59</u>	<u>5,066,386.88</u>

在マレーシア日本大使館では、昨年暮から本年初めにかけて、JETRO.K.L 事務所と協力して、マレーシアにおける日系企業に関する調査を実施したが、その結果はほぼ次のとおりである。（別添統計表参照）

1. マレーシアにおける日系企業は、現在 200 社、その内訳は、メーカー 136 社、貿易商社 23 社、金融保険 15 社等となっている。メーカーは大部分が合弁形態をとっている。商社の場合は、支店が多い。
2. 規模別にみると、50 人未満が大半であり、資本金では 50 万ドル未満が多い。
3. 設立年次をみると、半分以上が 70 年以降に集中しており、特に 73 年は、40 件の多きに達している。
4. 投資額をみると、総額 5 億 2 千万ドル（Mドル）、うち日本側出資分は 2 億 3 千 400 万ドルとなっている。日本側の出資比率は、平均 45.3% である。
5. プミプトラの資本参加状況をみると、回答のあった企業（133 社）に関しては、22.6% となっている。
6. 雇用数では、全体で約 2 万 5 千人の労働力を創出している。プミプトラの雇用比率も全体で 45.5% とかなり高い数字となっている。なお日本人の数は 612 人に達している。
7. 製造業の 74 年の総売上高は、5 億 7 千万ドル、これは、マレーシア全体の工業生産額 28 億 7 千万ドルの約 20% に相当する。
8. 輸出額は、製造業 1 億 8 千万ドル、商社分 7 億ドル合計 8 億 8 千万ドルに達し（74 年）これはマレーシア総輸出の 8.6%、マレーシアの対日輸出全体の 45% に相当する。
9. 輸入額は、商社分 6 億 6 千万ドル（74 年）で、これはマレーシア総輸入の 6.7%、マレーシアの対日輸入全体の 30% に相当する。
10. 貿易商社の輸出額は、72 年 3 億 3 千万、73 年 5 億 7 千万、74 年 7 億ドルと年々拡大し、又輸入額も、72 年 2 億 9 千万、73 年 4 億、74 年 6 億 6 千万ドル拡大している。ただ、全体にしめるウエイトは輸出約 40%、輸入約 30%（対日取引にしめるウエイト）と、ほとんど変わっていない。
11. 貿易商社の関与している合弁事業は、65 社に及びこれは現在、半島マレーシアにおける 125 社の合弁事業の約半分にあたる。
12. 現地社会への貢献を、寄付金額についてみると、1974 年は 65 万ドルの多きに達している。75 年は、マレー大学プール建設に総額 20 万ドルの寄付を予定している。
13. 製造業だけをみると、企業数は 136 社、総払込資本金 4 億 8 千万、うち日本側出資 2 億 2 千万ドルに達している。業種別にみると、電機電子の 22、鉄鋼、金属の 20、繊維の 17、化学の 14、木材加工の 11 等が目立つ。
14. 製造業の売上高をみると、鉄鋼金属の 1 億 8 千万ドル、電子電機の 9 千 800 万ドル、

繊維の7千万ドル等が大きい。輸出額では、電機電子の6千万ドル、繊維の4千万ドル、木材加工の3千万ドル等が大きい。

15 製造業の雇用創出状況をみると、繊維6,400人、電機電子5,100人、鉄鋼金属3,100人、非金属1,300人、木材加工1,100人等が大きい。

16 半島マレーシアで現在操業中の合弁企業96社のうち23社は日本人スタッフなしに運営されているのが注目される。

### 1. 概要

1974年末

	企業数	現地法人		支店	駐在員事務所	その他
		純日系	合弁			
製造業	136	20	116			
貿易会社	23		3	12	8	
金融	15		8	3	2	2
建設	13		6		4	3
その他サービス	13		10	1	2	
計	200	20	143	16	16	5

### 2. 規模別内訳 (企業数)

1974年末

	~50人	50~100人	100~300人	300~500人	500~1000人	1000人~	計
製造業	34	28	34	13	13	2	124
貿易会社	23						23
金融	14		1				15
建設	9	2	1	1			13
その他サービス	10						10
計	90	30	36	14	13	2	185

(注) 回答のあった185社についてのみ

### 3. 資本金別内訳 (企業数)

1974年末

	~50万ドル	50~100万ドル	100~300万ドル	300~500万ドル	500~100万ドル	1000万ドル~	計
製造業	60	25	26	7	11	4	133
貿易会社	1						1
金融	6	1	1				8
建設	4		2				6
その他サービス	9		1				10
計	80	26	30	7	11	4	158

(注) 資本金とは、日本側出資払込金額 回答のあった158社のみ

#### 4. 設立年次別内訳 (企業数)

	1960 1965 1970				1970	1971	1972	1973	1974	1975	計
	~1959	~1964	~1969	~1971							
製 造 業	4	10	35	85	13	10	15	31	16	2	136
商 社 貿 易	8	7	2	6	1	2	2		1		23
金 融	1		2	11	1		2	3	5	1	15
建 設				12	1	2	4	3	2	1	13
その他サービス			3	10	1	1	3	3	2		13
計	13	17	42	124	17	15	26	40	26	4	200

#### 5. 投資額

1974年末

	企 業 数	A		出資比率(B/A)
		資本金総額	うち日本側出資額	
製 造 業	133	475,871	224,633	47.2
商 社 貿 易	1	40	20	50.0
金 融	8	30,000	4,040	13.5
建 設	6	9,250	4,010	43.4
その他サービス	10	3,257	1,980	60.8
計	158	518,418	234,683	45.3

(注) 現地法人のうち回答のあった158社のみ 資本金は払込資本金額

#### 6. プミプトラ資本参加状況

1974年末

	企 業 数	A		B/A
		同企業払込資本金総額	うちプミプトラ払込額	
製 造 業	61	220,783	45,934	20.8
商 社 貿 易	-	-	-	-
金 融	6	21,000	8,612	41.0
建 設	1	100	49	49.0
その他サービス	6	1,357	428	31.5
計	74	243,240	55,013	22.6

(注) 現地法人のうち回答のあった74社についてのみ

## 7. 雇 用 数

1974年末

	総 数 A	うちブミトラB	ブミトラ比率(B/A)	日 本 人
製 造 業	23,457 人	10,769 人	45.9 %	418 人
商 社 貿 易	291	85	15.8	46
金 融	347	119	34.3	21
建 設	974	444	45.6	101
その他サービス	145	52	35.9	26
計	25,214	11,469	45.5	612

## 8. 売上高、輸出入高

1974年 単位百万Mドル

	売 上 高	総 輸 出 額	うち対日輸出	総 輸 入 額	うち対日輸入
製 造 業	569.5	176.8	75.5	-	-
貿 易 商 社	-	700.8	700.8	660	660
計 (A)	569.5	877.6	776.3	660	660
マレーシア計 (B)	2,875.0	10,189.0	1,718	9,844	7,201
A/B (%)	19.8	8.6	45.2	6.7	30.0

## 9. 貿易商社の輸出入年次別

単位 百万マレードル

	輸出額	マレーシア形		輸入額	マレーシア計		
		対日輸出	総輸出		対日輸入	総輸入	
1972	329	833	4,854	289	933	4,543	
1973	573	1,336	7,372	407	1,348	5,934	
1974	701	1,718	10,189	660	2,201	9,844	
日系貿易 商社の ウエイト	1972	-	39.5	6.8	-	31.0	6.4
	1973	-	42.9	7.8	-	30.2	6.9
	1974	-	40.8	6.9	-	30.0	6.7

10 貿易商社と合併事業

1974年末

貿易商社数	うち合併事業に参加しているもの	貿易商社の参加している合併事業数 A	マレーシア全体の合併事業数 (半島マレーシア) B	A/B
23	17	65	125	52%

11 現地社会への貢献（寄付金額）

単位 千Mドル

	1972	1973	1974	1975
製造業	80	197	354	本年には、マレー 大学プール建設に 全体で約20万ドル の寄付を予定して いる。
貿易商社	6	19	36	
金融	1	11	267	
その他	1	24	27	
計	88	251	689	

12 製造業（合併企業）の概要

(1) 資本金など

単位 100万Mドル

	企業数	A 払込資本金	B うち日本出資額	B/A	ブミプトラ資本参加状況			
					H系 企業数	ブミプトラ 資本参加 企業数	ブミプトラ 資 本 出 資 額	払込資本金 に 対する割合
食料	3	17.1	7.5	43.5	2	2	0.5	10.0
繊維	17	118.1	43.2	36.6	15	8	7.0	14.7
木材加工	11	19.0	6.5	39.2	10	7	3.5	19.2
家具	1	1.7	1.4	80.0	1	1	0.3	20.0
紙	3	4.8	1.6	32.4	3	-	-	-
化学	14	42.4	15.0	35.6	10	8	6.7	42.3
ゴム製品	3	4.2	2.0	48.6	2	1	0.1	10.0
プラスチック	8	21.7	5.7	26.1	7	4	0.7	16.8
非金属	6	24.4	8.8	36.0	4	3	3.5	17.3
鉄鋼・金属	20	77.9	26.2	33.7	14	9	8.9	13.9
機械	5	23.6	6.5	27.4	4	2	10.3	47.9
電機電子	22	60.2	52.8	87.7	20	6	2.0	15.6
輸送機器	2	6.8	2.8	41.2	2	-	-	-
精密機器	2	5.0	5.0	100.0	2	-	-	-
その他	8	4.2	2.6	62.9	6	4	0.4	21.4
半島マレーシア計	125	431.0	187.6	43.5	103	55	43.9	20.6
サバ・サラワク	11	44.8	37.0	82.6	9	6	2.0	27.3
総計	136	475.9	224.6	47.2	112	61	45.9	20.8

(注) ブミプトラ資本参加状況は、回答があった112社についてのみ

## (2) 売上高、輸出額、従業員など

	企業数	単位 百万Mドル				単位 100万Mドル			
		A 売上高	B 輸出額	うち対日	B/A	A 従業員計	B うちブミトラ	うち日本人	B/A
食料	3	18.8	1.8	-	9.4	740	164	7	22.4
繊維	17	71.9	42.4	1.5	58.9	6,406	2,450	79	38.5
木材加工	11	32.3	30.5	16.0	94.4	1,087	727	21	16.9
家具	1	-	-	-	-	14	4	6	28.4
紙	3	22.8	0.7	-	3.0	991	174	-	35.4
化学	14	15.8	2.4	1.6	15.1	450	187	13	41.6
ゴム製品	3	2.0	1.9	1.0	96.2	348	151	4	43.4
プラスチック	8	25.0	3.1	-	12.5	540	231	17	42.8
非金屬	6	30.8	2.5	0.5	8.2	1,293	688	15	53.2
鉄鋼・金属	20	182.6	2.9	-	1.6	3,180	1,159	27	37.7
機械	5	9.2	0.2	-	1.9	131	66	7	50.4
電機電子	22	98.1	60.1	26.7	61.3	5,110	2,619	109	51.4
輸送機器	2	25.5	-	-	-	770	254	1	33.0
精密機器	2	-	-	-	-	58	29	8	50.0
その他	8	6.3	5.6	5.6	89.4	601	222	8	36.9
半島マレーシア計	125	541.0	154.0	52.4	28.9	21,219	9,167	322	43.1
サバサラワク	11	28.5	22.8	22.6	90.0	2,238	1,602	96	71.6
総計	136	569.5	176.8	75.5	31.0	23,457	10,769	418	45.4

(注) 半島マレーシアで該に操業中の企業 96 社のうち 23 社は日本人スタッフなしに運営されている。

## 参考 2. シンガポール原型生産訓練センター (Prototype Production & Training Centre) の概要

### 1. 経緯

- 41. 6 実施調査用派遣
- 41.10 協定調印 (41.10.15 ~ 45.10.14 : 4ヶ年)
- 44. 2 センター開所式
- 45.10 協定延長の調印 (45.10.15 ~ 47.10.14 : 2ヶ年)

### 2. 目的

センターの業務は、シンガポール共和国における技師、技術者、熟練工、および半熟練工に対し原型生産の実際及び理論上の訓練を行うこと。

このためセンターは次のことを行う。

- (1) シンガポール共和国の工業の現状に適しうる実際上の訓練を供与すること。
- (2) シンガポール工業のモデルとして金属製品の設計、開発及び生産を行なうこと。
- (3) シンガポール金属加工業のモデルとして機械、工具及び附属品の開発及び生産を行うこと。
- (4) 生産技術の改善を可能にするため、シンガポール工業のために特殊な設備の開発を行うこと。
- (5) シンガポール国内で生産することができないある種の特殊な部品の生産の注文を商業的採算に基づかないで引受けること。

### 3. 協力内容

#### (1) 専門家派遣

第1期 12名 理事長 調整員 機械金属製品設計 工具金型設計 機械工作 工具金型製作 鍛造プレス作業 熔接板金作業 熱処理作業 ハードクロームメッキ 検査メンテナンス 生産計画管理

第2期 8名 理事長 機械金属製品設計 機械工作 工具金型製 ハードクロームメッキ 熔接板金作業 造船関連産業 コンサルタント 鍛造 プレス作業

#### (2) 供与機材

第1期	185,469,559円
第2期	10,396,126円
総計	195,865,685円



#### 4. 訓練実績

本センターの訓練は、一定の既定のカリキュラムにより教材をもとにして一定の訓練をするのでなく、実際に外部からの依頼又は注文により、製品（商品）を作るその過程に於いて工作技術を教え、その製品をまとめ上げる事を訓練する。（製造会社の工場と同じ様な状態のもとで訓練）

訓練生の状況（年度別）

付表4  
PPTC

訓練コース	1968			1969			1970			1971			1972			
	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	1	2	3	4
工具金型設計	15	5	10	33	10	23	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
機械設計	10	3	7	13	2	11	23	9	14	1	-	1	1	-	-	1
工具金型製作	5	2	3	35	14	21	36	18	18	27	14	13	6	2	-	4
機械工作	20	6	14	52	14	38	57	39	18	27	16	11	10	2	-	8
熔接作業	6	1	5	29	3	26	36	6	32	7	3	4	4	-	-	4
熱処理	1	1	-	2	-	2	2	-	2	1	1	-	-	-	-	-
生産管理	4	2	2	6	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ハードクロームメッキ	-	-	-	12	1	11	9	3	6	6	-	6	6	2	2	2
鍛造・プレス作業	-	-	-	3	1	2	6	1	5	1	1	-	-	-	-	-
計	61	20	41	185	48	137	171	76	95	70	35	35	27	6	2	19

記号 1 は入所せる訓練生数

3 は訓練を完了したる者の数

2 は訓練完了前にやめた者の数

4 は1972年9月末現在の在籍訓練生の数

#### 5. 問題点

##### (1) 運営方針のしばしばの変更

訓練生は第二期に入ると数が非常に少なくなるか、これは、現地側の方針の変更で、外部企業に対する訓練の受入れを出来るだけ少なくして自分自身（EIDA）の将来の従業員となる者をそだてて行こうと云うことになった。

##### (2) 人の定着性の悪さ

例えば工具金型部門では、4.4.12月カウンターパートのMR.LIMが外部企業に高給を以って引抜かれ、その際、当部門の最も優秀な工員5名、訓練生2名をも一緒に連れて行った。このため訓練は不可能となった。

##### (3) プロトタイプ開発に対する体制が充分整備されていない。

プロトタイプ開発生産と加工外注（下請工事）と訓練の3要素の取り上げ方が一貫していない。プロトタイプ生産を柱とし、マイドルを埋める為に外注物をとるべきである。

FIDAの機能 (EIDA in Singapore との比較)

FIDA(Federal Industrial Development Authority)はMinistry of Trade & Industry 傘下の一機関で1967年4月に設立された。FIDAの主要機能は「マレーシアにおける工業開発に関し、PromoteとCoordinateを行うことおよび工業開発に関連した政策の策定に関し、助言する」ことである。

FIDAの組織図は右図のとおりである。

現在FIDAが外国からの援助で実施しているプロジェクトには次のものがある。

(1) Metal Industries Development Centre of Malaysia (MIDCOM)

UNDPの援助によるもので US\$550,000

(2) UNIDO Experts

UNIDOの専門家派遣 (Industrial Studies and Survey Unit)

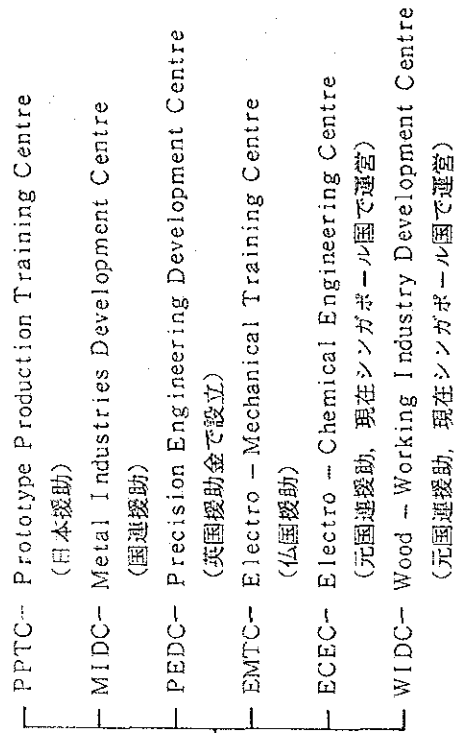
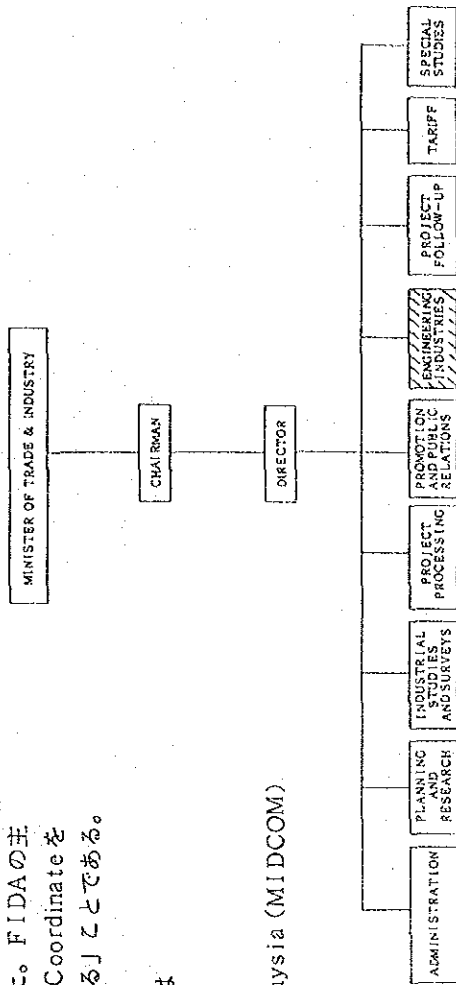
(3) Technology Transfer Centre

西独の援助による

参考

シンガポール原型訓練センターはEIDAのいくつかのセンターのひとつであった。  
シンガポール政府の一機関として大蔵省傘下にEconomic Development Board (EDB) がありこのEDBの中にEngineering Industries Development Agency (EIDA) がある。  
EIDAの中に下記の6つのセンターがあり、日本のセンターもこの一つである。

FEDERAL INDUSTRIAL DEVELOPMENT AUTHORITY  
ORGANIZATION CHART



FIDA Centre 比較表 (Objectives and Costs)

Report on a survey of the electroplating industries in west malaysia Dec. 1974

The Proposed "Centre" for Electroplating, Presswork and Welding 1. Apr. 1975

FIDA Center on Electroplating, Presswork and Welding. 3 May 1976

Objectives:

- (1) to serve as a centre for adoption and demonstration of modern techniques in electroplating, presswork, welding and waste disposal; (新技術採用展示)
- (2) to provide technical advisory services to the existing electroplating establishments; (技術サービス)
- (3) to assist the development of the electroplating industry; (産業育成)
- (4) to cater on a commercial basis for consumers in areas where the local electroplaters are not able to do so; (生産)
- (5) to serve as a training centre for the training of managerial, technical and skill workers for the electroplating industry. (訓練)

Objectives:

- (1) to serve as training centre for the training of managerial, technical and skill workers in all aspects of the trades of electroplating, presswork and welding.
- (2) to serve as a training centre for adoption and demonstration of modern techniques in electroplating, presswork, welding and waste disposal.
- (3) to provide technical advisory services to the existing electroplating, presswork and welding industries.
- (4) to cater on a commercial basis for consumers in areas where local electroplaters are unable to do so.

Objectives:

- (1) to upgrade existing level of skill such that the electroplating quality be improved. (技術水準の向上)
- (2) to enable and prepare the industry to produce and electroplate large varieties of articles and components such that not only imports would be substituted and local content increased but could also enable export of such electroplated articles and components. (生産)
- (3) to serve as a training centre for adoption and demonstration of modern management techniques to replace outdated method, (新技術の採用展示)
- (4) to serve as a training centre for the training of managerial, technical and skill workers on modern and advanced techniques in electroplating press work and welding. (訓練)
- (5) to assist in all aspects of the development of the electroplating, presswork and welding industry. (産業育成)

Costs:

Equipment for Electroplating shop including Waste Disposal System; \$ 1,078,000  
 Press and Welding Shop Equipment; \$ 897,000  
 Total 1,975,000

Costs:

Electroplating Shop \$ 1,100,000  
 Press and Welding Shop \$ 900,000  
 Total 2,000,000

Cost:

Press and Welding Shop; \$ 1,957,932  
 Electroplating Shop; \$ 1,716,788  
 Total 3,674,720

M\$ = ¥ 117